

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成28年3月7日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	藤田尚美君
3番	尾野政子君
4番	伊藤裕一君
5番	長田麻美君
6番	山本伸子君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	甲斐徳之助君
11番	池辺己実夫君
12番	守屋常雄君
13番	市川圭一君
14番	小松崎伸君
15番	石原幸雄君
16番	遠藤憲子君
17番	鈴木かずみ君
18番	利根川英雄君
19番	山越守君
20番	板倉香君
21番	柳井哲也君
22番	中根利兵衛君

1. 欠席議員 1名

2番	秋山泉君
----	------

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

平成28年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成28年3月7日（月）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

2番秋山 泉君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） おはようございます。会派市民クラブの杉森弘之です。

一問一答方式で質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

質問の第1は、市職員の労働環境と服務規律についてであります。

通告書には3番目に職務規律と書いてありますけれども、これは誤字でございます。訂正させていただきます。

根本市長になってから牛久市役所が明るくなったと、そういう感想が市民から寄せられます。市職員の労働環境についてもよい方向への変化が見られるところであります。

池辺前市長のように職員組合を市政の敵対物のように仕立て上げ労使対立をあおり、本来労使対等の原則があるにもかかわらず組合を敵視し、組合幹部に対する差別、嫌がらせを続けていた状況とは大きく変化しました。

私は労使が相互信頼を大切にし、協力して市民サービスの向上のために努めていくことを心から願うものであります。

実際の市職員の労働環境についても一定の改善が見られます。しかし、3期にわたり労使関係と労働環境を破壊し続けた前市長の傷跡は広く、深く、一遍に変わるわけではありません。

まず、パワハラの問題であります。

この問題については、私は既に9回取り上げ、今回で10回目であります。

パワハラのデパートといわれた前市長の時代とは確かに変わってきました。しかし、この間、パワハラの判断は難しい。励ましとパワハラは紙一重だ。人によっても受け取り方が違う。などの意見も聞いています。しかし、このような観点で、あるいは話でパワハラの問題に対処するととなると極めて甘いものになります。

経営者のための労働相談を業務としている弁護士事務所のホームページには、以下のように書かれています。

パワハラとなる行為については、具体的に以下の6つに分類されています。

1、「身体的な攻撃」暴行、傷害など。2、「精神的な攻撃」脅迫、暴言など。3、「人間関係からの切り離し」隔離、仲間はずし、無視。4番目、「過大な要求」業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害など。5番目、「過小な要求」業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと。6、「個の侵害」私的なことに過度に立ち入ることなどです。

パワハラが行われた場合、被害者は損害賠償を求めて民事で訴訟を起こすことができます。それは、会社には社員に対して以下のような義務や責任があるからです。会社は従業員との間で交わした雇用契約に付随して職場環境を整える義務、いわゆる職場環境配慮義務を負います。社員等にパワハラやセクハラなどの被害が発生した場合、職場環境配慮義務違反、債務不履行責任、民法415条として会社はその損害を賠償しなければいけません。過去の判例では職場で行われた壮絶なパワハラによって社員が自殺したケースで高額な損害賠償金が認められています。などと書かれています。

市役所の場合も同様と考えるべきではないでしょうか。

民事訴訟だけでなく、身体的な攻撃、精神的な攻撃によって傷害を受けた場合、傷害罪、名誉棄損罪などにより刑事訴訟に至るケースもあります。何よりパワハラの問題は人権にかかわる問題です。そして、パワハラ横行する市役所が市民に対する満足のいくサービスを提供することなどできるはずありません。

最近、連続する福祉施設での犯罪は、パワハラを含め劣悪な労働環境が公共サービスにどのような影響を与えるかを象徴的に示しているのではないのでしょうか。

さて、2015年の6月議会で質問した際には、2014年のパワハラ相談件数はゼロであったとのことでした。つまり、それ以前の回答も踏まえれば2014年だけでなく、これまで一度も相談がなかったということになります。今回は2015年のパワハラ相談件数を質問いたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

パワーハラスメントの２０１５年の相談件数でございますが、苦情申し立てについて２件の提出がされてございます。

詳細につきましては、現在事実関係の確認を行っているところでございまして、今後苦情処理委員会が招集され苦情等の解決に当たることとなってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君） ２件あるということですが、詳細はするというのはないと思いますけれども、主な概要といいますか、内容について説明いただきたいと思います。

そして、またそれは同じ箇所で起こったことなのかどうか、それについても説明をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 現在、案件については調査中でございます。事実関係の確認を行っているところでございますが、現在申し立て人２名から聞き取りを行ったところでございまして、今後において申し立てられた者への聞き取りを行っていくということで、大まかな内容といたしましては、２件ともパワーハラスメントということで、一般職から管理職に対する申し立てが１件、それと管理職から上司である管理職への申し立てが１件ということで、いずれも同部署でございます。同じ部署です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君） ２０１５年１２月２５日の職員組合に対する回答書で、ハラスメント対策に関して、牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱に基づいてその防止を図っているという回答があったと聞き及んでいますが、牛久市には牛久市役所パワーハラスメント防止条例というものがあるわけですが、なぜ条例ではなく要綱に基づいて対処を考えているのかということを質問いたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） まず、今回取り組みを行った苦情処理委員会につきましては、正式な手続がされたというよりも、相談が寄せられた中で現行これまで市の内部規定という形で要綱を定めてございました。これらに基づく委員についても任命をしてございまして、こちらの委員に対して申し出がされたということで、要綱の規定に基づいて委員会を１回実施させていただいて、まず事実の確認等の内容について委員の皆様と意見交換をしたという内容でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ゼロであった相談から2件あったということは、いいことなのか、悪いことなのかというのは大変難しい判断のところかと思いますけれども、少なくとも相談もできなかった状況からできるようになったということ自体は少し改善されたのかなと思うわけですが、今後の対策についてはどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 現状につきましては、ただいま答弁させていただいたとおりでございます。現在、内容を精査して早期解決に取り組んでいきたいということでございますが、今後におきましてもハラスメントというのは絶対許さないという姿勢のもとに、今以上に議員がおっしゃったとおり、相談しやすい体制を検討していきたいと、そして、またより快適な職場環境となるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、子供の看護休暇の問題について質問いたします。

少子高齢化が進む中で、子育て環境を改善することが急務とされています。子ども・子育て支援法は第1条の目的で「この法律は我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子供に関する法律による施策と相まって子ども・子育て支援給付その他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする」と述べています。

牛久市は、今定例会に医療福祉費、いわゆるマル福の支給対象者を市単独事業として高校生まで拡大する条例改正案を提出していますが、大いに賛同するものであります。

育児介護休業法は2009年に改正され、官・民間問わず、常勤と非常勤を問わず、3歳までの子を養育する労働者について1日6時間の短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化しました。また、子供の看護休暇制度を拡充し、小学校就学前の子が1人であれば年5日という規定を2人以上であれば年10日に改めました。ところで、子供の看護休暇については、県南地区では牛久市だけが小学校就学前、すなわち未就学児までとなっており、県南地区の他の自治体が中学校就学前、すなわち小学生までとしていることと比較しても大きな格差が生じています。法の規定はあくまでも最低条件であり、法の精神からしても早期に病気などの多い中学校就学前、すなわち小学生までに変更すべきと考えますが執行部の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 子の看護休暇の県南地区についてのお話が今ございました。その

点について執行部側で調べた内容等も含めて答弁させていただきたいと思います。

県南地域14市町村では、この看護休暇の取得対象となる子につきましては、小学校就学前が7市町村、中学校就学前が7市町村の同数という情報を現在得ているところでございまして、日数につきましては、いずれの市町村とも対象となる子が1名の場合で1年において5日、2人以上で1年について10日ということで当市と同じ日数という状況となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 状況認識というところは今言われたことでしょけれども、考え方についてはどうですか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 考え方につきましては、一番病気等が発生するであろうという時期にこういった子の看護休暇というものの必要性というのは十分認識してございます。そうした中で、人事院規則等でも定められている当市と同じ小学校就学前というところを一つのベースという形で基準については考えているというところでございまして、組合等とも交渉の場でそういった要求も出てきておりますが、他市町村あるいは今申し上げました人事院等の休暇の規則等と照らし合わせながら今後検討していくべきことかなと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 続いて、服務規律についてお聞きます。

私のもとには新しい市長になって明るくなったとの市民からの感想が寄せられていると先ほども申しましたが、同時にこれは以前からあったものとも思われますが、一部職員の服務規律の弛緩、緩みについての指摘の声も寄せられています。

地方公務員は、地方公務員法で地方公務員の任用、職階性、給与、勤務時間、その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定などが定められています。特に、第6節服務では、第32条の法令遵守及び上司の職務上の命令に従う義務に関し、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定められています。

明かなことと思いますが、念のために伺うのですが、法令遵守と上司の命令に従うこととはどちらが優先しますか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 法令遵守と上司命令の優先順位についてお答えいたします。

我々地方公務員は、地方公務員法第32条の規定により職務遂行に当たっては法令、条例、地方公共団体の規則及び規程に従った上で、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないことが義務づけられております。

これらのことから、法令等に従うことが優先となり、違法な上司の命令については従う義務はないことになります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今のお答えの中で法令遵守が優先するということが述べられました。違法な命令には従う必要はないということまでおっしゃっていただきましたので、次の質問は省かせていただきますけれども、ところで上司だけでなく、元上司との関係でも違法とわかっていても従ってしまう。ある人の言い方を言うと、「天の声に従ってしまう」というふうな指摘まで耳にいたします。総務省の自治行政局公務員部高齢対策室は、地方公務員の退職管理の適正の確保についてという説明資料を作成し、「元職員が在職していた組織等の職員に対して契約等事務について職務上の行為をする、あるいはしないように要求または依頼すること、すなわち働きかけをすることは禁止されます」と述べています。このことについて市職員に対する教育はどのようになされているのでありましょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地方公務員法並びに公務員倫理等を含めた中での当然公務員として守らなくてはならない決まりがございます。こういったものを職員一人一人が今現在行っている地方公務員法あるいは地方自治法、公務員倫理というそれぞれの研修を通じながら職員一人一人が自分の立場等をしっかり理解した中で秘密を守る守秘義務というものを徹底していくという研修を続けていきたい。それは、当然の公務員としての役目だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 本議会に提出されている牛久市人事行政の運営等の状況に関する条例の一部を改正する条例については、報告事項の一つとして新たに退職管理の状況が加わっています。このことは、元職員、あるいは元上司が在職していた組織等の職員に対して契約等事務について職務上の行為をする、あるいはしないように要求または依頼すること、すなわち働きかけをしてきた場合、上司に報告しなければならないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいま議員が御質問されたとおり、地方公務員法が改正された中でOB等が退職した後、働きかけがされた場合については、上司等に報告するということが定められておりますので、今後において本法律改正の施行が平成28年4月1日からという形になりますので、この改正に基づいて手続を踏んでいくということになってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 牛久市職員倫理規程では、第2条の職員の基本的心構えで「職員は全て公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない」と規定しています。第2項では、「職員はみずからの行動が公務の信用に影響を与えることを確認するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない」と規定しています。

先ほどの違法な要求に従うことは何か罰則規定のようなものがあるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの罰則規定等についてでございますが、当然我々公務員につきましては、地方公務員法の法律の中で仕事をさせていただいてございます。そういった中で守秘義務等、秘密を守らなければならない義務というのも当然課せられておたりするわけでございますので、こういったことが違反した場合につきましては、地方公務員法の27条から29条にございます分限、懲戒、こういった中において処罰されてくるということがございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 地方公務員法第34条の秘密を守る義務、いわゆる守秘義務では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と定められています。秘密とは一般に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益侵害になると客観的に考えられるものを指す。この義務に違反した場合は、懲戒処分に加え刑罰が科されることがあるとされています。このことは、相手が元上司、元職員、あるいは一般市民でも同様なのでありましょうか。また、このような事例は、これまであったのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 元上司の命令、元職員、市民の要望に対する対応についてお答えします。

地方公務員法第30条にもあるように、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが義務づけられております。秘密を守る義務、そして職務に専念する義務などが課されております。

日常の業務の中で、元上司からもさまざまな立場の方からも通常公表されていない情報についても照会を受ける場面はございます。その場合は、秘密を守る義務や情報公開条例、個人情報保護条例の考えに基づき安易に情報を提供すべきではないものであります。

このような場合には、正式な手続をとり、公開可能な情報を取得すべきであることを伝えるべきであり、さらにこうした場合にあっては上司に報告をすべきであります。

また、不当要求行為等が発生した場合についても、先ほど言うておられましたが牛久市不当要求行為等対策要綱により職員は所属長に報告し、所属長は不当要求行為等対策委員会の委員長に報告しなければならないとされています。

不当な可能性がある要求や情報を得ようとする行為について調査してまいりましたところ、そのような事実があったことは確認しております。

そのような行為を私は職員また行政に対して、侮辱的な行為と私はっております。あるまじき行為でございます。そういうお話があればしかるべきルートをとってなぜ私に言えないのでしょうか。非常に残念であります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 他方で公益通報、いわゆる内部告発の問題がございます。

公益通報の対象となる通報対象事実は、犯罪行為の事実などを指すものとされています。したがって一般的には内部告発の内容が通報対象事実、すなわち犯罪行為の事実などを指すものであれば守秘義務違反に問われることはないものと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。また、このような事例はこれまであったのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 公益通報についての御質問でございますが、公益通報につきましては、公益通報者保護法の趣旨からも通報を行った者に対して不利益な取り扱いがあってはならないということでございます。

また、地方公務員法の第27条に定める事由でなければ分限処分や懲戒処分ということを行うことができないということでございまして、公益通報により分限処分や懲戒処分を受けるものではないというものでございます。

当市におきましても、現在これまでは公益通報という事実については、報告を受けてはございませんが、正当な公益通報があった場合、通報者に不利益な取り扱いがされることはない

ように取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 地方公務員法第34条の2項では、「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない」と定められ、第3項で「前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない」とありますが、このことは例えば市議会のいわゆる百条委員会が設置され、職員が職務上の秘密に属する事項を発表することを拒んではならないということと理解しますが、市の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 法令によります証人、鑑定人等になる場合の守秘義務についての御質問でございます。

地方公務員法第34条第1項の規定によりまして、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という規定が先ほど議員が言うようにございました。しかし、同条第2項によりまして「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者の許可を受けなければならない」とされてございまして、あわせて議員も先ほどおっしゃったとおり、同条3項により法律に特別の定めがある場合を除き拒むことができないということになってございます。

さきに行われました百条委員会の証人となった職員につきましても、任命権者の許可を受け証人として出頭しているという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、これは市長に伺います。

市政の公正な運営と市民に対する公共サービスの充実にとって市職員の労働環境の改善と市職員の服務規律の厳正化は欠かせないものと考えますが、ここでは特に服務規律の厳正化について市長の御所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、職員は市民への奉仕者であり、その業務をなさっていただく人であります。私は、仕事は厳しいのは当然であると思います。ただ、そこにおいて私たちのいろんなものを伝える言葉というのがございます。私もこの前庁議で話しました。言葉の使い方によって非常に傷つく人もいるし、そして励まされる人もいます。そういうことによって言葉をちゃんとした丁寧な、そして相手を見据えた言葉を使いなさいと私は指示しました。私もそ

ういう教えをいただきました。そういうことから、私はこれから職員のコミュニケーションもしっかりとしたものにし、そして、自分がどの立場にあるのか、そして仕事は厳しい、そして、市民の方にしっかりとしたものを伝えていく職務に当たってほしいということで伝えてあります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第2は、福島第1原発事故による放射能汚染から子供を守るための甲状腺エコー検査についてであります。

今週の金曜日、あと4日で3月11日になります。東日本大震災から5年を迎えるに当たり、震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。さらに、現在も避難生活や絶望的な生活を強いられている被災者の方々に思いをはせるものであります。

福島第1原発事故でふるさとを追われ、仕事を奪われ、ともに暮らす地域社会を奪われ、事故後により多くの方々が自殺など追い込まれている現状を見るにつけ、政府と東電の無責任性、民を捨てる棄民政策に怒りを禁じ得ません。

安倍首相は一昨年総選挙前に原発を可能な限り低減させるという公約をしましたが、選挙後にはすぐに公約を破り、既に2カ所の原発を再稼働させ、耐用年数40年を過ぎた老朽原発まで再稼働させようとしています。さらに安倍首相は、2月19日、東京電力福島第1原発事故によって1万人以上が避難している福島県南相馬市で帰還困難区域を除く避難指示を本年4月中に解除する方針を示しました。昨年の田村市の都路地区、川内村東部、楢葉町に続いて4例目になります。避難解除の理由にしていることは、除染によって20ミリシーベルト以下に下がったからというものです。しかし、庭に防風林がある住宅では、庭先の放射線量が比較的高いままであり、住宅の近隣の野原や林などは全く放射線量は下がっておらず、つまり町全体の一部だけの放射線量を下げて安全宣言を出しているようなものであります。

避難解除は避難者への住宅補助、生活補助などの打ち切りを意味します。実質的に帰還を強制するものであります。それは、放射線被曝を強要し、人の生命と健康を侵害するものであります。そして、この年間放射線量20ミリシーベルト以下で安全という政府の宣伝自体が実は全くでたらめであるということを多くの医師、学者が指摘しているのであります。

北海道深川市立病院の松崎道幸医師は2年前に全国保険医新聞で低線量被曝でも発がんリスクが増大する事実を以下のように指摘しました。

放射線被曝でどれだけ病気になるか、世界中の電離放射線関連産業は1945年の原爆被害者の追跡データを唯一無二の科学的データとして利用してきた。原爆被爆データの核心は、1シーベルト、すなわち1,000ミリシーベルトの外部被曝でがんによる死亡のリスクが4

7%増加するという点にあります。100ミリシーベルトなら4.7%増、10ミリシーベルトなら0.47%増となります。しかし、原爆被爆データは2つの理由でリスクを小さく見積もるものとなった。その第1は、1945年の原爆投下から5年もたった時点で生き残っておられた被爆者を対象として追跡が始められたことによるものであります。つまり、放射線被曝に強い生き残った集団を選び出した調査であったということです。2つ目は、このような調査は本来被曝のある集団と被曝ゼロの集団を比べるのが常識であります、実際には被曝ゼロではなく爆心から2.5キロ以遠の被爆者を対象集団として設定したために、この集団は瞬時の外部被曝だけでも数ミリシーベルトの被曝があったという事実であります。加えて原子力村の人々は原爆は一瞬の外部被曝だが、原発事故による被曝は長期間にわたる低線量被曝だから放射線によって傷ついた遺伝子を自己修理する余裕があるので、一瞬の被曝よりも遺伝子の損害は少なくなるはずだとして、がん死のリスクを勝手に5割引きにしてみました。これらが原子力村の人々が主張する100ミリシーベルト以下は安全という根拠の実態であります。ところが、100ミリシーベルトを大幅に下回る放射線被曝でもがんのリスクが有意に増加することを証明した論文や報告書が3年前から次々に発表されています。

2010年日本では、20万人の原発労働者を10.9年追跡した結果、10ミリシーベルト当たりのがん死リスクが3%高まっていたことが判明しました。2011年カナダでは、心筋梗塞の診断と治療のためにCTを受けた患者8万人を5年間追跡した結果、10ミリシーベルトの被曝ごとに発がんリスクが3%ずつ増加しています。2012年イギリスでは、CT検査を受けた18万人の子供を23年追跡した結果、50から60ミリシーベルトの被曝で白血病や脳腫瘍が3倍ふえていた。2013年イギリスでは、小児白血病患者2万7,000人と対象小児3万7,000人を比較した結果、累積自然放射線被曝が5ミリシーベルトを超えると1ミリシーベルトにつき白血病のリスクが12%ずつ増加していたなどです。

これらのデータからわかることは、第1に大人においても10ミリシーベルト被曝した大人が発がん、ないしがん死するリスクが3%増加しているということです。100ミリシーベルトならば30%になります。

第2に放射線に影響を受けやすい子供では、わずか数ミリシーベルトの被曝でもがんリスクが有意に増加することが証明されたものであります。チェルノブイリ原発事故では、がんだけではなく先天性異常、脳神経系、免疫力低下、内分泌疾患、心臓血管系、若年性老化などの症状も報告されていますので、放射線被曝に対する健康管理は慎重の上にも慎重に行う必要があります。加えてチェルノブイリ原発事故では、四、五年後に甲状腺がんが激増しており、福島第1原発から5年を迎える今、特に注意すべき時期に来ているとも言えます。既に本年2月15日に公表された最新の福島県県民調査報告書によると、福島県の小児甲状腺がん及び疑いの

子供たちはわずか2カ月半で12人ふえて合計163人になっています。そこで、改めて質問いたします。

牛久市は、この間甲状腺のエコー検査を実施してきていますが、対象をどのように設定し、何回実施し、それぞれ何人が検査を受けたのか、対象の何割か、その結果はどのようなものだったのか伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

当市では、放射能がもたらす甲状腺への健康影響に対する不安の軽減を目的として、平成23年3月11日の震災発生時に18歳以下であった市民を対象に7カ所の医療機関と委託契約を締結し、平成25年11月1日から甲状腺超音波検査を行っております。

事業開始から平成28年1月末日の間に、延べ155名の市民が検査を受診しており、受診結果は、異常なしのA1判定が71名、5ミリ以下のしこり、20ミリ以下ののう胞はあるが二次検査を要しないA2判定が75名、5.1ミリ以上のしこり、20.1ミリ以上ののう胞があるため念のため二次検査を進めるというB判定が9名、直ちに二次検査が必要となるC判定は1人もおらず、155名全ての受診者に甲状腺がんは認められておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 検査を受けた人数が少なく感じているところですが、その要因をどのように考えておられますか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 本検査に関しましては、平成25年11月の事業開始時に広報うしく、市ホームページへ掲載しまして市民の皆様に周知を行い、平成26年度以降は毎年3月に発行している牛久市健康づくり情報年間予定表「すこやか」に掲載し、周知を行っております。

また、受診結果につきましては市ホームページに掲載しており、先ほどお答えいたしましたとおり、現在のところ9名の方に念のため二次検査を勧めるB判定が出ておりますが、全ての受診者に甲状腺がんは認められてはおりません。

子供を持つ保護者への周知についてですが、甲状腺超音波検査の実施に当たっては、放射線の体への影響、ヨウ素と甲状腺の関係や、甲状腺検査の内容等をわかりやすく市民に伝えるための学習会を平成25年8月10日、17日、31日の計3回開催いたしました。合わせて500名の定員に対し479名からお申し込みをいただきまして、331人の市民の皆様に御参加をいただいております。学習会の開催に当たりましては、広報うしく、市ホームページによ

る周知はもとより、本事業の対象である震災時に１８歳以下であった市民１万５，４８８人全員に甲状腺検査の実施内容を個別に通知して周知を行ってまいりました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君） 今、講演会の問題について述べられましたが、この講演会の内容そのものが、私は受診を少なくした一つの要因であったのではないかという気がしております。原子力村の人たちは低レベル被曝の危険性を否定して、さらには、がんはたばこ、酒、緑黄色野菜摂取、肥満のありなしで何十％も発生率が違うのだから禁酒、禁煙さえすれば１０ミリから２０ミリシーベルトの被曝などは全く影響しない。かえって心配するほうが健康によくないなどと住民に説教をしています。この前市長のときに行った講演会というものの内容は、私は直接参加をしておりますので具体的に確定的なことは言えませんが、聞いたところによるとそれに近い内容であったというふうに聞いております。私は不必要に不安をあおるようなことはすべきではないと思います。しかし、牛久市はホットスポットとして放射性物質汚染対象特措法に基づく汚染状況重点調査地域にも指定された地区であります。福島第１原発事故から５年という特に重要な時期を迎える今、子供の健康管理、特に甲状腺エコー検査についてはこれまで以上の対応を考慮すべきと考えますが、福島第１原発事故による放射能汚染から子供を守るために市の基本的な考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

検査の内容につきまして、講演会の内容の話が出ましたが、私が３回とも参加して聞いておりますので、無理に誇張して安心だよという吹聴をしたという講演ではなかったと認識しています。

検査の必要性のための学習会ということで開催させていただきましたので、この事業を実施する以前にこういったものがあるということを御承知いただくために開催をしたものでございます。

今杉森議員から何度かお話があったとおり、ことし３月１１日をもって原発事故から丸５年を迎えます。チェルノブイリの原発事故以降で甲状腺のがんが多発したという時期でもあります。ですから、再度この甲状腺検査の内容につきまして、広報誌、ホームページ等で事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○７番（杉森弘之君） 今、広報紙、あるいはホームページなどで周知をしていきたいという

お話がございましたけれども、具体的に市民から出されている要望としては、市の広報、あるいはホームページだけでなく、その対象児童がいる保育園、幼稚園、小学校、中学校などでは検査実施に関する周知を別個にしてはどうなのか。ぜひそのようにやっていただきたいという要望がありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 周知の方法につきましては、検討してまいりたいと考えます。
以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、申し込みの方法についてですが、他の自治体では電子申請もしていると聞いております。それは事実なのでしょうか。

そして、この電子申請というやり方については、牛久市としては可能なことでしょうか。
これについての見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 御質問にお答えします。

私の知る限り電子申請というのはちょっと認識していないんですけれども、牛久市の場合、牛久市の甲状腺検査実施要綱に基づいて実施しておりまして、甲状腺検査助成券兼受診券交付申請書によって申し込みをいただいています。

受診を希望される方は、保健センターの窓口においでいただきまして、検査の内容や甲状腺がんと放射線の関連について対面で保健師が説明を行いまして、検査後のデータの使用等についての御同意をいただいた上で申し込みが完了となります。

お申し込みをいただいた方には牛久市甲状腺検査助成券兼受診券を発行し、発行された受診券を市が業務委託を締結している7カ所の医療機関のいずれかに持参していただき、検査を受診していただくという形をとっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 検査を受ける際の費用の補助についてですけれども、牛久市は実際に費用の補助を行っていると思いますけれども、その牛久市の補助の財源としては国のどのような補助を受けているのでございましょうか。そして、その国の補助は永続的な性質のものなのかどうかお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁が漏れてしまったので、先ほど御質問いただいた内容でインターネット等電子申

請の話があったと思うんですが、先ほど申し上げましたとおり、保健師と対面でお話を聞き取ったり、御説明をしたりという機会が重要だと考えておりますので、電子申請については申しわけないんですが御要望にお応えできませんけれども、趣旨を御理解いただきたいと存じます。

ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

牛久市のエコー検査につきましては、単費で行っています。牛久市の単費になります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 市民の方からはこの費用補助について、もう少し保護者の経済的負担を軽くしてほしい、このような要望を伺っていますが、市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 検査費用の補助の現状につきましては、市は7カ所の医療機関と業務委託契約を締結し、受診者1人につき3,000円の委託料を医療機関に支払い、受診者には各医療機関の受診料から3,000円を差し引いた額を御負担いただくことで受診者の検査費用の負担軽減を図っております。

補助金の増額につきましてですが、市は委託料として先ほども申し上げたとおり、3,000円を協力医療機関にお支払いしております。

この負担額は、甲状腺超音波検査の診療報酬、いわゆるレセプトや甲状腺超音波検査の助成を行っている近隣市町村の負担状況などを参考に3,000円に設定させていただいております。

受診料は医療機関ごとに異なりまして、3,000円から6,200円となっております。

最も安い医療機関で受診した場合には自己負担額なしで受診することができ、最も高い医療機関で受診した場合でも自己負担は半額程度になることから現行の負担額の3,000円は妥当であると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、7番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

創政クラブの池辺己実夫です。

身近な話題を一般質問させていただきます。どうか御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

牛久市の生涯学習と文化芸術の今後のあり方につきましては、前回の定例会において私の一般質問を行い市の考え方が示されたところであり、今後の積極的な展開に期待するものであります。

そこで、去る2月13日から3月3日まで中央生涯学習センター展示ホールで開催されたうしくのひなまつり、子供たちの健やかな成長と幸せを願って私も芸術と文化の観点から足を運んでみました。ひな祭りということで、大勢の子連れの方々がひな人形の美しさに目を奪われていたようです。段飾りのひな人形や多くのつるしびなど、驚くほどの美しさに私自身も感動を覚えました。

県内では、桜川や真壁のひな祭りが有名であります。

そこで質問をいたします。

ひな人形やつるしびなど、私が感動したこの美しさをもっともっと多くの牛久市民に浸透させ楽しんでもらいたく、中央生涯学習センターのみならず、展示可能な施設で開催を企画検討してはどうでしょうか。展示場所や期間、あるいはひな人形の数など多くの課題はあると思いますが、ぜひ牛久市のひな祭りとして発展させ、毎年の恒例行事として位置づけてはどうでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

次に、奥野生涯学習センターへのコミュニティバス「かっぱ号」の乗り入れ復活であります。既にかっぱ号の運行を始めて10年が経過しておりますが、コミュニティバス「かっぱ号」の運行当初、奥野生涯学習センターへの乗り入れは牛久市の東部地区の拠点として巡回させ、奥野地区の足として利用され利便性を図ったことにつきましては、私も承知しているところであります。しかしながら、東部地域の路線につきましては利用者が非常に少ないことから、何度も何度も巡回路の見直しを行い、利用客の多い路線への変更を余儀なくされたものです。

中央生涯学習センターや三日月橋生涯学習センター、かっぱの里につきましては、市内の中心部より比較利用しやすい距離にあることから、部屋の利用状況は予約が困難であります。このことから奥野生涯学習センターへの利用促進を図るため、定期的なかっぱ号の巡回運行、

また、市内各地域からのサークル活動や市民講座の手段としてかっぱ号は不可欠のものと考えます。今後生涯学習センターのつながりの必要性和重要性に鑑みても、かっぱ号の復活についてどのように考えているか答弁を求めます。

続きまして、牛久市公式キャラクター「ラーシク」について質問させていただきます。

牛久市の公式キャラクターとしてラーシクが昨年発表されておりますが、牛久市として現在どのような情報発信をし、どのような利用に充てているのか、目標や目的は何か。発表されたときの構想と内容についてお伺いします。

また、牛久市の外部への発信としてラーシクのプレミアムグッズを製作し、市民一人一人が誇りを持ってアピールできるような考えはないのかお伺いします。

続きまして、公共下水道の雨水について質問をいたします。

牛久市の公共下水道排水整備につきましては、市街化区域内の汚水排水整備を促進させることにより、雨水排水整備や雨水貯留池の整備が遅延したことは事実です。特に、一般国道6号西側地域である下町、上町、田宮地区においては市街化地域でありながら市道狹隘路線が数多く、宅地化への大きな障害となっており、根本的に必要性のある排水整備がなされていないことが要因でありました。しかしながら、十数年前からその弊害を払拭すべく市街化地域内の土地利用増進を図ることから、雨水流末における貯留池や調整池の整備を行い、それに伴い一般市道や幹線道路である市道23号線の整備、さらに都市計画街路田宮中柏田線の整備促進をなされているところであります。そこで、一般国道6号西側地区における雨水対策の現状と課題について、また、今後の雨水排水整備計画について、さらに市内各所の多くの整備要望について具体的にどのように整備促進を進めていくのかお聞かせください。

次に、公共下水道汚水についてであります。牛久市の市街化地域の污水管整備につきましては、既に90%以上が整備済みであると聞いております。また、市街化地域に隣接している市街調整区域においても整備を進めていると思われませんが、今後の污水管布設整備計画についてお聞かせください。

既に40年以上経過している既設団地内の污水管についても老朽化や地盤沈下により管渠勾配にふぐあいが生じ、布設がえが絶対条件である地域を含めて整備計画をお示しください。

市街化調整区域における合併処理浄化槽の設置につきましては、道路の雨水排水整備への流末接続が可能であることが条件であり、市の補助制度も確立していることでありますが、そこで雨水処理施設である合併処理浄化槽の現状と課題について及び市街化調整区域について雨水処理を今後どのように考えるか、環境の面から汚濁を防止することは生活排水処理を的確に行わなければならないと考えますが、御意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、奥野生涯学習センターへのコミュニティバス「かっぱ号」乗り入れ復活について、御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、コミュニティバス「かっぱ号」は以前は東部地域も運行しており、奥野生涯学習センターがかっぱ号の起終点となっておりました。当時は乗客が少なく、市民から空バスが走っているという意見が多数寄せられたため、平成１９年度に見直しを行い東部地域の運行を廃止した経緯がございます。

しかしながら、近年少子高齢化が進み高齢者の足の確保が重要な課題であると考えます。平成２８年度に牛久市公共交通網形成計画の策定を予定しており、牛久市の都市政策に合った公共交通施策を推進し、交通体系を構築していく中で路線バス、タクシー、過疎地有償運送等のデマンドを合わせた公共施設を結ぶ地域環境に合った総合的な交通体系を確立していくとともに公共交通機関の充実を図ってまいります。

先日もし原議員にお話ししましたとおり、交通弱者の皆さんへの対応として広域の自治体との連携が大変これからも重要となってくると考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、私からうしくのひなまつりについての質問にお答えさせていただきますと思います。

うしくのひなまつり、池辺議員にもお越しいただいたということでございましたが、御質問にもありましたように平成２８年２月１３日から３月３日までの２０日間、中央生涯学習センターの展示ホールを会場にいたしまして、市民主体のうしくのひなまつり実行委員会の主催並びに牛久市の共催で行われたところでございます。

開催期間中につきましては、市内はもとより県内外から連日３００人以上の見学者が訪れ、楽しく御観覧をいただいたと伺っております。

今回初めてうしくのひなまつりを開催したところでございますが、県内では御質問にもありましたように桜川市の伝統的な建物が建ち並ぶ地区を活用して行われている「真壁のひなまつり」、大子町の神社の参道内の百段階段をひな壇に見立てた「百段階段でひな祭り」など、歴史的な町並みや建物、商店街を活用したひな人形の展示が各地で開催されていることは御承知のことと存じます。

うしくのひなまつりの展示会場の選定に当たりましては、会場の駐車スペースやエレベーター設備を有している会場のため、車椅子の方にも気軽に御見学に来ていただけるなど利便性の観点から中央生涯学習センターでの開催といたしたわけでございます。

将来的に他の自治体のように商店街での展示や中央生涯学習センター以外の展示施設を会場

とする際には、実施施設などとも十分協議する必要があることから、実行委員会との連携を密にしながら検討を進めてまいりたいと存じます。

また、うしくのひなまつりを牛久で開催する毎年恒例の行事として位置づけるということにつきましても、実行委員会の主体性を十分尊重した上で今回実施しての反省点や他のひな祭りの開催状況などを踏まえ、より牛久市をPRできるよう、そして恒例行事の一つとして市民の皆さんが参加できるような親しみの持てるひな祭りとなるよう、市としましても支援協力をしてまいり所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 私は池辺議員の牛久市公式キャラクター「ラーシク」についての御質問にお答えいたします。

現在、牛久市公式キャラクター「ラーシク」は、着ぐるみが牛久市で開催されている各イベントなどに参加しているほか、幼稚園、保育園、小学校などの食育授業でのパペットの使用、また、牛久市ホームページ、フェイスブックでの使用、かつぱドッチボール大会での開催告知、公共施設の節電ポスターでの使用など、さまざまな場面を活用しましてキャラクターとしての認知度向上に取り組んでいるところでございます。

ラーシクの今後の目標、目的についてでありますけれども、より一層キャラクターの認知度を高めることによりまして、牛久市の認知度向上にも寄与することを目指してまいりたいと思えます。主に子育て・教育に関するさまざまな場面に露出の機会を求めまして、子育て世代にダイレクトに訴求し、認知度、理解度、関心度を高め定住促進と交流人口の増加を図ってまいりたいと思います。

昨年6月に誕生しました牛久市公式キャラクター「ラーシク」の製作者有賀 忍先生は、現在子育て中の母親世代に人気を博した「NHKおかあさんといっしょ」の人気コーナー「こんなこいるかな」の絵話を手がけたキャラクターデザインの第一人者でございます。

牛久市のキャッチコピーである「自分らしく暮らせるまち、らしく、うしく」に呼び名を合わせまして、自分らしさの象徴として牛久市民の郷土愛を高めることを目的に、自治体の生き残りが厳しさを増す中で牛久市のイメージを市内外に普及していくツールとして活用していくこととしました。

平成28年度予算におきましては、キャラクターグッズとしての展開をするため、ステッカーやボールペンなどの製作する予算を計上しておりますが、御提案のその他のプレミアムグッズにつきましても実現できるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 私から雨水整備についての御質問にお答えいたします。

まず、雨水対策の現状と課題についてでございますが、牛久市は急速な宅地化により雨水の流出量がふえ、既に整備された雨水管の大きさに不足が生じたり、また雨水管の不等沈下等による排水不良を起こしていたことなどに加え、近年の局地的なゲリラ豪雨などにより浸水被害が多発している状況でございます。

これらの浸水被害の解消を図るべく、平成20年度より雨水排水施設整備に力を入れてきたところでございます。

具体的な整備状況につきましては、特に被害の多かったみどり野、東みどり野地区や田宮地区を中心に雨水排水の受け皿となる調整池の整備、また、その調整池までの雨水を導くための雨水管や側溝などの整備を行うことで両地区の浸水被害が軽減してきております。

また、雨水管や流末となる水路等が未整備であったため、雨水排水整備がおこなわれている上町、下町地区におきましても、流末となる調整池を整備するため、昨年度より用地取得を進めており、用地が確保できたところから順次工事を進めてまいります。また、同じような状況である遠山地区につきましても、昨年度流末となる遠山川のJR常磐線横断部の改修工事を実施いたしました。今後、国道6号横断部を含めた河川改修を国道6号バイパスの整備に合わせて実施できるよう国土交通省常総国道事務所と協議を進めてまいります。

これらの雨水排水整備事業につきましては、多額の事業費が必要となることから補助金を効果的に活用し、計画的に事業を進めなければなりません。

今後の雨水排水整備計画につきましても、これまでの整備を継続的に進めていくとともに、新たに整備に着手した神谷、かわはら台地区なども含め、それぞれの地区の状況に応じた雨水排水施設の整備を計画的に実施してまいります。

続きまして、污水处理施設整備についてお答えいたします。

牛久市の污水施設整備事業は昭和50年に着手して以来、市街化区域を中心に整備を進めております。市内の污水排水は、つくば市や龍ヶ崎市など近隣6市町村で構成されている霞ヶ浦常南流域下水道として茨城県管理の利根浄化センターにて処理され、利根川へと放流されております。

また、市内の下水道の整備区域内での整備状況は98.83%で、また牛久市全体としても86.91%と県内でも上位のほうにございます。

現在、牛久市の污水施設につきましては、污水管、総延長約377キロメートルを4カ所のポンプ場で流域下水道に圧送しております。このうち古いものは既に40年を経過しており、また民間開発により布設された地区においては、クラックから地下水が浸入してしまっている管渠や、不等沈下等により正しい勾配がとれていない管路など、污水の流れが悪い箇所がございます。

このような状況を改善するために、みどり野、東みどり野地区において、平成２２年度から平成２３年度にかけて長寿命化計画を策定し、平成２５年度から管渠の入れかえや補強等を進めております。現在も東みどり野地区において污水管の入れかえ工事を実施中で、来年度以降も継続して改修を進める予定でございます。

また、市内４カ所のポンプ場につきましても、平成２７年７月に完了しました下町污水ポンプ場の建てかえを初めとした改修を進めており、健全な状態を維持していくために長寿命化計画の策定とともに修繕工事等を予定しております。

今後におきましても国からの補助金を活用しながら污水管やポンプ場の長寿命化などの整備を進め、市民の皆様に安心して利用いただける污水施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、合併浄化槽についてでございますが、牛久市では、下水道未整備地区での高度処理型合併浄化槽設置について、国及び県の補助金を活用しながら毎年助成しており、平成２７年度においては３９件の設置補助を実施いたしました。

また、合併浄化槽で処理した排水は、Ｕ字溝などへの放流が基本となりますが、Ｕ字溝などが整備されていない場合は、敷地内における蒸発散槽での処理も可能となっております。

環境の面からも単独浄化槽から高度処理型合併浄化槽への入れかえは、水質汚濁防止に有効ですので、今後とも県とともに市民の皆様への啓発活動を実施し、高度処理型合併浄化槽の設置を促進してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○１１番（池辺己実夫君） どうもありがとうございました。

１点だけ再質問なんですけれども、ラーシクの部分で聞きたいんですけれども、私は先ほどの説明でいろいろな予算をつけてすると聞いたんですけれども、そういった中でやはり市民が誇りを持って身につけたりできるようなものとか、それを見たときに牛久で生きてきて諦めないとかそういったことが心にしみるようなものを何かつくっていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 答弁は要りますか。

○１１番（池辺己実夫君） お願いします。質問なんですけれど。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 再質問にお答えします。

例えば皆さんが同時につけるバッジだとかそういったものを連想されているかと思うんで

す。いずれにしても郷土愛を深めるためにはそういったものが不可欠だと思います。それについても検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で11番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 4番伊藤裕一でございます。

初めに、市営猪子住宅について質問させていただきます。

セーフティーネットとして欠かせない市営住宅であります。一部で老朽化が進んできているように見受けられまして、特にヤマダ電機跡地付近にある市営猪子住宅につきましては、昭和30年代に建設された木造平屋建てが並んでおりまして、災害のときなど危ないのではと感じました。来年度予算案には市営住宅を取り壊すための費用も盛り込まれているとのことですが、猪子住宅老朽化に対しどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 猪子住宅の老朽化への対応についての御質問にお答えいたします。

市営猪子住宅は昭和34年から昭和47年の建築で43年以上経過しております。老朽化も進んでいる状況にあり、入居状況につきましては現在93棟の住宅が建ち並び、うち64世帯が入居しております。

木造住宅は猪子住宅のほか、落合、新山、新町の4住宅があり、これらの住宅は入居者が退去された場合は募集を行わず順次取り壊していく方針で、平成28年度には老朽化が著しい7棟の解体撤去費用を計上しております。

これは、牛久市営住宅長寿命化計画に沿って実施していくものでございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 順次取り壊しということで、災害防止などの側面では対応が進んでおりますが、市営住宅の福祉的な側面を考えると、民業圧迫は避けなければなりませんけれども、猪子住宅を建てかえてはどうかと私は考えております。

国道6号線を挟んで反対側にある前山住宅は建築が平成13年ということで、一つの新しいモデルになるかと思いますが、建設費が約6億円かかったとのことでもありますから、財政のことも考えまして、現状は全て平屋建てである猪子住宅を集約、高層化し建てかえた上、余った土地については売却してはどうかと思います。

都心の土地代が高いところでは、この手法でマンションを建てかえ既存住民は負担なしに建てかえた後のマンションに引っ越すことができた例もあるそうですが、猪子住宅を建てかえることにつきまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市営住宅の集約、高層化についての御質問でございますが、市営住宅の長寿命化計画では、非木造の住宅におきましては、国からの補助を受けながら改修を行い、木造の市営住宅につきましても猪子住宅に集約し、木造住宅を整備していく計画となっております。

また、今後は老朽化した木造住宅を順次解体を行い、猪子住宅の残置を含めた4団地をどのように活用していくか売却も視野に入れて検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 今後検討していくということでございまして、まだ先の話になるかと思いますが、仮に建てかえる場合は、2階とか3階ではなく思い切って5階建てぐらいにしてエレベーターを設置したほうがかえって高齢の方にとっても過ごしやすいのではないかと思います。

しかし、容積率の制限もあることでしょうが、法令上猪子住宅の土地は何階建てまで可能なのかお示しいただければと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 猪子住宅の高層化についてお答えいたします。

高層住宅の建築を行う場合は、階数の制限はありません。しかしながら、高さや階数は用途地域を定める建蔽率及び容積率、隣地斜線、日影規制、道路斜線等により階数が決まってくることとなりますので、今後これらを含めた基本的な構想を検討いたします。

私も市営住宅を見ました。非常に古い。私も消防団をやっていて、古い家は早く壊さないと危ないよと、災害、犯罪も危ないよと言っていたものが、このような立場になって「いやなんだこれは」と驚愕した次第でございます。

高層化につきまして、私が見たところで非常に猪子住宅というのは、昔の住宅でありまして、土地が十分にあると思います。ですから、高齢者も多い中、私はコストとかいろんな状況を見たときには平屋建ての2軒長屋というのがございます。そういう2軒長屋のほうが効率的でかつ入居者にとっても適切な住宅ができるのではと思います。

また、先ほどの集約してその代金で充てるということでございます。私もそのように考えております。なるべく猪子住宅にそのような市営住宅を集約して、そうするとその中においても高齢者のことは必ずございますから、市としても非常に安全・安心のためにもよろしいんじゃない

ないかと思っております。ですから、今4住宅地があります。まちの中でも非常に高額での転用が可能であるということから市民税も入ること、また、この原資を住宅に充てれば一般会計にも負担がかからないものと私は確信しております。ですから、そのような行為をなるべく早くしないと、これはちょっと地震があった場合には非常に危機的な状況でありますので、なるべくそういう売ったものの原資をそれに充てるという基本方針でこれから、もう既にそういう指示をして、これから検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 2点目といたしまして、起業支援について伺います。

先月示されました牛久市まち・ひと・しごと総合戦略、この内容は多岐にわたりますが、その中で地域に合った仕事を育てるということがうたわれておりまして、大企業の工場を誘致することも大切ですが、折しも先月同僚議員とともに茨城県内の市議会議長会研修を受講させていただいた際、先生がおっしゃっていたのですが、会社に雇われるだけが選択肢ではない。地方に仕事がないというのなら自分で会社を起こし、仕事をつくり出すことが地方創生につながるのだと講師の先生がおっしゃっておりました。やはりこれからの時代は、地域密着型のソーシャルビジネスを育てることが大事になってくると感じておる次第であります。近隣の取手市でも起業支援に力を入れておりまして、企業タウン構想を掲げ「マッチ箱」という安い家賃で使えるレンタルオフィス、専門家への相談などの機能を兼ね備えた起業支援施設をオープンしたそうでございまして、市が前面に立って起業支援を行っているようであります。

以上を踏まえまして、牛久市では主として商工会が新規開業を考えている方向けの支援を行っているようでありますが、牛久市として行っている取り組み、また将来行いたいと考えている取り組みはあるか伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部長八島 敏君。

○経済部長（八島 敏君） ただいまの御質問の牛久市としての取り組みについてお答えいたします。

新たに事業を起こす際に考えられる支援といたしましては、主に開業や会社の設立に伴う手続や書類の作成についての支援と、融資あっせんや補助金の申請など資金面での支援が考えられます。いずれも商工会がその本来業務として取り組んでいる業務であることに加え、1カ所で必要な相談が行えること、起業後も帳簿のつけ方について実費で指導が受けられたり、継続的な経営相談も可能であることなど、起業した後のアフターフォローなども考慮すると起業を考えている人にとってメリットが多いという現状がございます。そのため、市では起業に関しての相談に来られた場合、商工会に相談するよう相互に連携を図っているところです。

なお、牛久市商工会への起業相談の結果、昨年度は5件の融資申し込みをあっせんし、そのうち4件が採択されたと伺っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 主に商工会が新規開業支援の役割を担っているということでございまして、それは正しいのでしょうけれども、市が窓口になることによって潜在的に起業を考えている方の後押しをしたりというのはあると思います。また、ほかの取手市また水戸市でもレンタルオフィスが開業したそうでございまして、牛久市ではオフィスとはちょっと違いますけれども、先週4日の市長答弁の中でひたち野うしく駅の現在駐輪場になっている場所に飲食店や小売店を誘致したいとお話がありました。私はせっかく誘致するのであれば、チェーン店というのではなく、市内の商工業者の新規事業を考えている方を対象にしたり、あるいは近くに調理師専門学校もございまして、開業を考えている方向けのチャレンジショップのようにしてはどうかと思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ひたち野駅の東側の件でございしますが、私は商工会と連携してチェーン店とかそういうのは全然考えていません。商工会の皆さんとお話ししながら地元のそういう企業をなるべく入れたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） （2）起業支援強化の内容まではわかりましたので、（3）の質問に移ります。

私ごとではありますが、私、今まで借家を借りて住んでいた第2つつじが丘の中で空き家になっていた中古住宅を購入し転居いたしまして、その際不動産広告を見て気づいたのですが、牛久市の住宅地は牛久駅周辺からひたち野に至るまで第1種低層住居専用地域という住宅地の中で最も利用制限が厳しい土地に指定されている地域が多く、そのためそこで何か事業を起こそうという際には住居併用店舗でなければならなかったり、店舗の面積制限があるなどさまざまな制約がございます。

先日、イズミヤ一部撤退の意向という驚きのニュースがあり、まちの中心となる大型店舗、これはぜひ守らなければなりません、そのイズミヤなど大型店舗まで車で行けない歩くのも大変という方もおられるわけでございまして、やはり高齢化の時代、主に小売業や飲食業など生活に密着したサービス業の店舗が住宅地の中にもあったほうがいいのでは私は考えておりまして、この第1種低層住居専用地域の静かな環境は保持しつつ、例えば田宮町を例にします

と、こまつやから二小に向かう通り延伸予定の市道23号線など、住宅街に近い道幅のある通りもございます。こうした住宅街の中でサービス業を中心に起業しやすい環境があれば、買い物難民防止、さらに定年を迎えた方が起業をすることによる生きがいに繋がると思うのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部長八島 敏君。

○経済部長（八島 敏君） 私のほうから御質問にありました高齢者の買い物等の支援の現状ということでお答えさせていただきます。

牛久市におきましても、今後これまでに以上に高齢化が進むと見込まれる中、郊外の大型ショッピングセンターに車で買い物に出かけることが難しい住民の方々への支援としまして、既に平成24年度から市と社会福祉協議会、いばらきコープなどで牛久市買物支援・支えあいのまちづくり推進協議会を設立して、買い物支援に取り組んでいるところです。これは各行政区など8つの地区社協、包括支援センターなどが協力して移動販売のための停留所を設置し、移動販売車による巡回販売を行っているものです。

今後さらに高齢化が進み、自宅周辺での買い物を望む市民がふえることが見込まれる中、買い物支援の取り組みを続けてまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 私から第1種低層住居専用地域についての御質問にお答えいたします。

用途地域制度は、都市計画の中でまちの将来像を定め土地利用を誘導していくための制度でございます。第1種低層住居専用地域につきましては、議員御質問の中にもございましたが、良好な低層住宅の居住環境を誘導すべき地域であり、建物の高さの規制、建蔽率、容積率の制限、北側斜線や日影規制などが定められております。しかしながら、法の制限の範囲内であれば事務所兼住宅、店舗兼住宅など併用住宅や公共公益施設の立地は可能となっております。

例えば、生活に必要な日用品を販売するお店、食堂や喫茶店、理容店や美容院、クリーニング取次店、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子店などについては、「兼用住宅で店舗等の面積が50平方メートル以下かつ居住部分以外の面積が建築物の延べ面積の2分の1未満であるもの」という条件を満たすことができれば建築すること、つくることができます。身近な個人商店であればこの基準内で起業できるものと存じております。しかしながら、つつじが丘などの住宅地にお店が少ない現在の状況は、かつて郊外の大型スーパーなどに消費者が流れ、個人商店が潰れてしまった結果と言われております。高齢化が進んだ地区において身近な場所にお店を存続

させるためには、お店が潰れないだけの売り上げが確保できるよう地域にお住まいの皆様に御利用していただくことも必要だと考えております。

なお、市内において大きな通り沿いについては、地域の住民が利用できるお店が立地できるように道路の規模等に合わせまして第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域などに指定されております。これも住みやすいまちを誘導するための都市計画でございます。

このようなことを踏まえ、現在整備中の市道23号線、御質問の路線とはちょっと変わりますが、市道23号線そのものです。周辺のお住まいの方の利便性と開通後の沿道地域の有効な土地利用が図られるよう用途地域の変更について検討しております。

また、用途地域の変更については、社会情勢や土地利用などの現状分析や将来予測に基づき、市全体のまちづくりの将来像や都市計画について十分検討した上での決定となります。市の政策の変更なども伴う相当の理由が必要となることから、現時点といたしましては、市道23号線沿道以外の第1種低層住居専用地域の変更については予定してございません。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 先日、商業地域への変更についても現在のところ考えていないと答弁がございまして、今も第1種低層住居専用地域の用途地域の変更については考えていないとの答弁でありました。しかし、第1種低層住居専用地域を第2種低層住居専用地域にするだけでも店舗単独での開業が可能になるなど随分土地利用のしやすさが変わってまいります。空き家問題も一旦売ろうとしても買い手がつかないという原因の一つとして、そういった用途地域の制限があるという可能性も考えられますので、今後用途地域について柔軟に対応していただきたいと思います。こちらは答弁は結構でございます。

3点目といたしまして、奥野地区の小規模特認校について伺います。

来年度から児童・生徒数が少ない奥野小、二中の2校で学区外からの通学を認める小規模特認校制度が始まるとのことで、豊かな自然環境、少人数を生かしてほしいと私も大いに期待しているところでございまして、スタートが1カ月後ですので、本日は直近の課題に集中して2項目確認したいと思います。

初めに、希望者数についてです。

小規模特認校は生徒募集が難しい面もあり、ほかの自治体の例では希望者がゼロというところもあるようです。今現在奥野小、牛久二中の両校に通学を希望している児童・生徒の数は何名なのか。さらに、将来は何名ぐらいまでふやしたいという目標があれば御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 奥野地区の小規模特認校につきましての御質問にお答えいたします。

奥野小学校及び牛久第二中学校における児童・生徒数の減少対策として、2校では以前から検討しておりました市内の全域から通学区にかかわらず希望すれば通学を認める小規模特認校としての学校運営を行っていく考えでございます。

これにつきましては、本年1月20日に通学区の適正化を期するため、市教育委員会の諮問機関として設置されます牛久市通学区審議会におきまして審議を行った上で、平成28年度は試行として実施していく方針でございます。

現時点での2校への通学希望者は4名と伺っております。

将来的な目標といたしましては、最低でも各学年1クラスが維持でき、複式学級とならない人数を確保できること、理想といたしましては各学年においてクラスがえができて人間関係の固定化を招かない、複数クラスの設置ができる人数とすることが目標となってくるものと考えております。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 各学年1クラスが維持できるほどの人数をできれば集めたいということで通学手段、これが重要になってくるかと思います。これまでの説明では、来年度は保護者による送迎とのことでしたが、保護者の負担とか奥野地区までの距離を考えますとドア・ツー・ドアとまでは言いませんけれども、生涯学習センターなど集合場所を決めてスクールバスを出してはどうかと思います。この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 平成28年度は小規模特認校制度を試行的に行っていく中で2校への通学手段を保護者の責任により行うこととしております。

県内他市の状況を見ますと、スクールバスを運行する例や保護者の責任による通学とする例などさまざまでございます。

平成28年度中において通学手段も含めて問題点などを洗い出し、牛久市通学区審議会でも議論をしていただき、本格的な小規模特認校制度の導入に向けて進めていく予定でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 今後検討していくということですが、仮にスクールバスを出す場合、費用はどれぐらいかかるのかという想定は今のところされておりますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 再度の御質問にお答えいたします。

仮にスクールバスを運行する場合の費用の予測でございますが、通学者の数や市内での散ら

ばりぐあい、運行本数等により変わりますので一概には言えませんが、民間バスへの委託運行を想定しますと、1,000万円以上程度かかることが予測されます。保護者の責任による送迎とするのか、または既存の路線バスの活用可能性や小型の車両での輸送、その他の方法なども含めさまざまな角度から検討してまいる考えでございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 1,000万円。今現在希望者数4名となると1人当たり250万円かかってしまいますので、ほかの手段を検討する、もしくは通学希望者数をふやす努力が必要になるかと思います。スクールバスというのも通学する一つの方法ですが、費用がかかるということであれば公共交通機関との連携も考えられます。小坂団地までは路線バスが比較的頻繁に出ており、本数は非常に少ないですけれども、牛久大仏まで行く路線、牛久二中入り口交差点付近、奥野小前にバス停もございます。関東鉄道に牛久駅東口朝7時10分発のバスがございまして、こちらは鹿ヶ作行き、小坂団地行きのバスでございまして、このバスの延伸を要請する、あるいは先ほど池辺議員から質問がありました「かっぱ号」奥野ルート復活といった形で公共交通機関での通学を可能にするといったお考えについて今後検討していただけないか、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 先ほどもお話ししましたが、さまざまな角度から検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 4点目として、指定ごみ袋の形状等についてお伺いします。

これまでも牛久市指定ごみ袋の形をレジ袋タイプにできないかということで、何回か議会で取り上げられてきましたが、前回12月定例会の長田議員の質問に対する答弁によりまして、平成7年に市民の意見を聞いた結果として現在の平袋タイプが採用されたので変更の必要はないと考えているが、継続的に意見を聞いていきたいとのことでありました。しかし、偶然にも私も市民の方からレジ袋タイプにごみ袋を変更できないかという意見を最近いただきまして、担当課にはそうした声は今のところ寄せられていないとのことでしたが、声なき声といいましょうか、苦情等はよく市役所に寄せられてもちょっとした要望については市のほうから積極的に意見を伺う姿勢が大事だと私は考えております。

前回の調査から20年以上たっているということも踏まえまして、再びごみ袋の形状等について市民の意見を聞くお考えはないか見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 指定ごみ袋についての御質問にお答えいたします。

平成27年第4回牛久市議会定例会において長田議員の御質問にお答えしたとおり、当市の指定ごみ袋につきましては、平成7年度に指定ごみ袋モデル事業調査として市内3行政区を対象に3カ月間、大きさや色など種類ごとに違うごみ袋を実際に使用していただき、使用者である市民の皆様からの使用状況の御意見を参考に平袋タイプに決定した経緯がございます。

しかし、本年度においてごみの分別と減量化の調査・研究検討の一つとして、平成27年9月から平成28年2月までの6カ月間、小坂団地行政区の皆様にご協力いただき、雑紙の回収実験を行いました。実験では通常の回収方法ではなく白色トレイと白色発泡スチロールの専用の指定袋を使用し、その際に御協力いただいた小坂団地行政区の皆様から指定ごみ袋の形状や大きさにつきまして、改良や改善の御意見が多数寄せられております。

牛久市では市廃棄物減量推進審議会を平成28年度から開催し、牛久市一般廃棄物ごみ処理基本計画における中間目標の達成状況の検証や今後のごみの回収方法、処理などにつきまして、社会情勢の変化を踏まえ多方面にわたり御審議をいただく予定であります。

指定ごみ袋は市民生活に密着したものであり、市民と共同でのまちづくりを行うためにも市民の皆様の意見を反映させ、市民の皆様が利用しやすいごみ袋の形状を審議会を通して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これにて4項目終わりましたので、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（市川圭一君） 以上で4番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時11分休憩

午後1時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） 創政クラブの守屋常雄でございます。いつも大変お世話になっております。

早速なんですが、土曜日に国会中継のテレビを見ていたら女性議員の方が安倍総理大臣に対

して保育園に入れない母親のクレームのメールの内容を挙げて、全入できない保育園対策に対して安倍総裁に激しく責任をただしている光景が映し出されていました。それを見ていてほとんどの幼児が保育園に入れる我が牛久市を大変誇らしく思いました。

本日の質問は、一括方式プラス一問一答方式で質問させていただきます。ほとんどが質問というよりも提案であつたりお願いであると思います。実りのあるやりとりにできれば幸せと思います。

では、まず第1の質問に移らせていただきます。

私のほうから何度も大騒ぎしているのは、今シャトーカミヤをぜひ日本遺産にすべく認定申請をお願いしたいという1点目でございますけれども、牛久市以外の地域との交流人口を大幅にふやす方法の一助として、2020年の東京オリンピックまでにシャトーカミヤの日本遺産認定が大変重要な我が市の課題だと私は考えております。

また、これが本当になれば市民の方々にも明るい話題を振りまくことができると思います。

やり方としては、まずワインを軸にともに認定を目指す志のある市町村とのコラボレーションを図ることや、一番のポイントは、シャトーカミヤの運営会社との調整及び認定のポイントになる複数の市町村にまたがったストーリーが展開するシリアル型というんですか、シリアル型のシナリオづくりなど、非常にタフな仕事も多く、実現するまで困難なことが幾つもあると思います。また、多くの方々を説得する熱い情熱を持ったスタッフの方々が必要だと思います。

しかし、牛久市役所の中にも熱い方々が多くいると私は期待しています。もしもプロジェクトができたなら、私は皆さんが嫌な仕事中心で結構ですから、ぜひ私も一緒に仕事をさせてもらえれば本当はうれしいなと、そう思っております。

どんどん失敗をする覚悟でやらなければ何も道は開けません。

本気で日本遺産認定申請に向けて仕事をやり切り、もしも結果が伴わないことがあっても、その経験は必ず次につながると思います。ぜひ執行部のお考えをお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、2番目として次は夢の話かもしれませんが、東京のベッドタウンとして県南で着実に伸びてきた牛久市がさらに発展するには、牛久の中心部から圏央道にアクセスできるスマートインターチェンジ建設計画を立案することが大事だと思います。その計画が本当に実現可能ならば、さらに進んで、同じく観光に寄与する道の駅や温泉施設、それからコンベンションホテル建設などを企画実現できる民間資本を行うところを開拓することとか、調査研究が必要になってくると思います。スマートインターを実現するには、多くの市の資金や規制等の撤廃に時間がかかると思いますが、魅力のある商業施設を誘致や企画、そして、そこに直接圏央道並びに一般道からアクセスできることは流入人口をふやすためには不可欠だと思います。

また、もう遅いよという考えのある方が多くいると思いますが、1番手が成功するとは限りません。日本企業の中で常に2番手戦略で世界に勝利してきた企業も複数存在します。じっくり考えネックを全て計算し経済性を追求するのが大事だと思いますので、あらゆる手段を仮説を立てて研究し、実現策を考えていただきたいと思います。夢の話を質問するんじゃないよという方々も多くいらっしゃいますが、市役所の仕事の仕方も世の中の流れと同じく変化すると思います。市役所はサービス業であると思います。すなわち、変化対応業だと思います。ぜひ研究をよろしく願いいたします。

3番目の質問でございます。

同僚議員の池辺氏の質問にちょっとかぶってしまいますけれども、ことし市役所共催で始まったうしくのひなまつりの今後の展開について、集客効果に大変期待をしている一人として数点御質問いたします。

今回のイベントを一生懸命に現場でやっていただいた女性の方々から、もっとつるしびなやひな人形を飾りたい市民が多いので将来的にもっと大きな会場とか複数の会場でやってほしいとの御意見が多くありました。また、広報等を読まない方も多いと思いますが、今回の企画を知らない人が多く、PRの仕方が最も難しいことなのだと思います。やはり口コミが一番だと思うので我々も含めて民生委員さん、区長さんなどにPRをお願いしたり、もうやっているかもしれませんけれども、各学校で全生徒にお願いして父兄の方々にチラシを渡すなどの手段があると思います。余計なことと思いますが、お考えください。

3番目として、旧道の宿場町の姿をわずかに残しております上町地域でおひな様を飾りPRするとひなびた味わいがあるという方々も多くいます。大変とは思いますが、次回に向けてお話し合いをお願いしたいと思いますが、ヒントは結城市にあると思います。これはこの間いただいたんですけれども、見てきましたけれども、結城のひなまつりのチラシでございます。大きな声では言えませんが、結城市は一生懸命に車で回って見たんですが、江戸の雰囲気は味わえません。まちを見せるには、全体が例えば江戸情緒ではなくとも20メートルの間だけでも江戸ならばオーケーなのだと思います。まさに結城は一角だけが情緒のある場所です。上町もお寺があつてちょっといじくと変化する場所があると思います。町並みを金額で言えば100万円ちょっとかければ変わるのではないかと思います。

よく、津和野に行きたいという人がおりますけれども、私の話は学生時代ですからもう47年ぐらい前の話になりますけれども、昔と変わっていなかったらあれなんです、津和野のフォトスポットというのが1カ所しかないと思います。それでも観光客がたくさん来ています。もうこれは宣伝だと思います。

そこで、私、見て心外だったんですけれども、これはこの間県庁でいただいた資料なんです

けれども、茨城の豆知識とありますけれども、この中で牛久は全然存在していないんです。それで、要するに土浦とかつくばとか龍ヶ崎、取手はあるんですけども、牛久は何の手も打っていないんですね。こういうところがあったり、これもいただきましたけれども、県北から県央にかけて各市のいい点が全部書いてあるんですけども、この中にも土浦とかそういうのはあるんですが、牛久はないと。やっぱり今まで茨城県庁と仲が悪い方がいらっしやったのかわからないですけども、あんまり何というんですか、茨城県と意思の疎通が足りなかったんじゃないかと思うんですけども、ぜひこんなところを小さいことですけども、もうちょっと牛久市をPRしたいなと思います。そういうことでこの2枚のパンフレットを見ると、牛久の影もなく、宣伝もないと、こんなところを目を向けて改善していけばいいのじゃないかなと思います。

いずれにしても、ひな祭りは各地でどこも力を大変入れていると思います。我々としても我々が牛久市で大変とは思いますが、研究をよろしくお願ひしたいと思います。

4番目の質問なんですが、空き家対策の進捗状況について質問させていただきます。

それで、私が思うには将来的な研究として、空き家をリフォームして貸し出すのも必要ですけども、多くの場合、これからますますリフォームに適さない空き家も多くなってくるのではないかと、そういうふうを考えるわけです。それで、これはできるかどうかわかりませんが、一つの例として別に外人に貸す必要はないわけですけども、国は特区制度を打ち出して一部民泊を認める姿勢を見せ始めております。そこで、提案なんですけれども、空き家を利用する民泊経営、これを研究する必要があるのかなと。それと、偶然のようですが、意外と隣り合わせで空き家になっているケースというのが私が住んでいるみどり野とか東みどり野あたりだと全体で十五、六軒はございます。これは集めると1つの空き家が五、六戸の空き家と一緒にいるところありますから、そうすると、大体300坪ぐらいはいい土地がとれるというところがあります。こういうのを集めて、例えば二世帯住宅用として売り出すとか、特に旧市街では今後二世帯住宅とかそういうものの必要性が出てくるんじゃないのかなと思いますので、これも研究なんですけれども、ぜひ始めてほしいなと思います。

これからますます使えるお金に対しての市税の構成比というのが少なくなる現実があると思います。そこで、空き家対策を官製で行うビジネスとしてもぜひ今後研究していただきたいなと思っている次第でございます。牛久市は、空き家に対してはまだまだ余裕のある地域だと思います。ですから、油断さえしなかったら大きな瑕疵はないと思います。よろしく先に行く研究をお願いしたいと思います。

最後の質問でございますけれども、5番目として、いつかは来るなというインパクトはございましたけれども、3月2日に市からプレス発表があったと思うんですが、3月3日から各

新聞でイズミヤが来年３月に関東圏から撤退するという発表がありました。イズミヤカードもことし１１月１０日をもってイズミヤカードサービス全般を終了して、ソレーナスタシアカードという阪急グループのカードじゃないかと思うんですけども、それに変更するとのことです。牛久の成長にまことに厄介な問題になるかも知れませんが、私は明るく考えれば裏を返すと、市の設備で新設しなければいけないようなところがいろんな部門があると思うんですが、それを準備できたというぐらいに前向きに明るく考えていけばいいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

私の考えた段階では、例えば一番考えられるのは図書館、これは今牛久の中央図書館は２３万冊入っているらしいですけれども、これは本当は３０万冊ぐらいにしたいらしいんですね。そうすると７万冊入り切らない。その７万冊をおさめられるような図書館をつくとか、美術館をつくとか、小川芋銭の専門の郷土館みたいなをつくとか、それから、市長の前におっしゃった武道館とか、確かに市の財政としては大変かも知れませんが、そういうものをうまくはめ込めばやれないことはないかと、そんなことも考えております。だから、私、大変なことが起きたということではなくて、前から考えられることでしたから、何とか前向きにこの困難なことをみんなで力を合わせて解決していきたいとそう考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上５問の質問でございますけれども、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、シャトーカミヤの日本遺産認定申請についてお答えいたします。

シャトーカミヤは旧醸造場施設として平成１９年に経済産業省より近代化産業遺産として認定され、３３種の遺産群のうち、ワイン製造業の歩みを物語る近代化遺産群の一つとして評価されました。その後、平成２０年には国の重要文化財の指定を受け、建築物の歴史的価値のほか産業技術史的価値も高く評価されております。

日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を物語るストーリーを文化庁が日本遺産として認定するもので、初年度の平成２７年度には１８件のストーリーが認定されました。

日本遺産認定の効果といたしましては、認知度がより一層高まるとともに、今後日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行い、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことで地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生にも大いに資するものと考えています。

ただ、日本遺産には単一の市町村内でのストーリーが完結する地域型と複数の市町村にまた

がってストーリーが展開するシリアル型の２種類がありますが、シャトーカミヤ以外の関連要素が不足しているため、地域型での認定は困難であると思われます。そのためにシリアル型で申請を目指すことが望ましく、そのためには議員の御指摘どおり、同様のストーリーを展開する関連市町村との連携が必要不可欠であると思われます。そのために今後は、同様のストーリーを展開できる関連市町村の選定を進めるとともに、シャトーカミヤの所有者であるオエノンホールディングス株式会社と連携を図りながら日本遺産認定に向けて協議を進めてまいります。

議員の皆様の一層の御支援をよろしくお願いいたします。

先ほどの守屋議員の御質問に茨城県ミニマップ、牛久シャトーと大仏はミニではなくて、これは大きなものですから、茨城県では私はもっと茨城県よりもっと上の東京のほうにこれからアピールするつもりでいたものですから、別にそんな、茨城県のは。ただ、やはりこれから茨城県ともいろいろ連携を図りながら、これからさらに発信はするつもりです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 私から御質問の２番と４番と５番、圏央道のスマートインターと空き家の対策及びイズミヤ関連について３問まとめてお答えさせていただきます。

まず、最初に圏央道スマートインターチェンジ建設計画立案についてお答えいたします。

用地買収や建設費用のことなどもあり、すぐにやるのは無理かもしれないが研究してみる必要があるのではないかという御提案でございますが、当方におきまして研究の必要が非常に高いものと認識しているところでございます。

本件に関する現在の状況でございますが、まだ内容についてはお話しさせていただく状況ではないのですけれども、あくまでも非公式の勉強段階でございますが、約３年前から、私が着任してからですけれども、スマートインターチェンジの建設についての検討を勉強しております。

本日内示があったんですが、私は３月いっぱい国交省に戻りますけれども、私の後任も旧建設の道路屋が参りますので、その辺の勉強については内容を引き継いでまいりますので、粛々と勉強しているという状況でございます。

ざっくりお話を申し上げますと、圏央道のスマートインター、本線直結型というのは道路が完成断面にならないと実際はできないんですね。要は内回り、外回り、４車線、２車線２車線です。圏央道は西側半分はざっくりみんな４車線でできているんですが、東側半分は２車線で暫定供用しております。一部は未通でございますが。これが将来的にいつ４車線になるとかというのはまだ全く見えていない状況ですので、まだまだ先のこともかもしれませんが、急転直下変わるかもしれません。とりあえずいろいろな場合に備えて勉強だけはしているという状況で

ございます。

続きまして、空き家の話でございます。

空き家利用として民泊の経営はどうかということでございますが、空き家の対策につきましては、今後ふえております空き家の管理の徹底でありますとか、空き家の再利用による定住促進を初めとした住みかえによる多世代が循環しながら人が住み続けるまちを実現することを目指しております。

現在、空き家・空き地への取り組みが先進的な市ということで、9つの市が挙がっているんですが、こちらの内訳を申しますと、水戸市、土浦市、結城市、常総市、常陸太田市、笠間市、つくば市、神栖市と当市、牛久でございます。県内9つの市でつくっております茨城県空家等対策連絡調整会議幹事会というのがございまして、そちらのほうで先進的な事例等の情報収集でございますとか、特定空家をどういうふうに決めていくとかという判断基準の設定でございますとか、空き家対策の計画についての茨城県の標準案みたいなものを作成しようということとで検討している状況でございます。

現在は、専門的なノウハウを有する茨城県の宅建協会と空き家バンクの開設の調整でございますとか、茨城司法書士会と空き家対策関連の事務についての調整等を行っている次第であります。

今後は、住宅建築関係者及び有識者からなります牛久市空家等対策協議会を設置しまして、問題空き家、いわゆる特定空き家の判断基準及び空き家等対策計画の策定に対する意見交換の場として活用してまいる所存でございます。

御質問の民泊経営でございますが、おっしゃるとおり平成27年10月20日に一般の住宅や空き家に旅行者が宿泊する民泊が国家戦略特区事業として東京都大田区で認められました。本来宿泊施設として営業するには旅館業法等の基準を満たす等々の必要事項がございますが、特区ではこの基準を緩めまして一定の条件のもとで施策が進められているということでございます。大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業条例、いわゆる民泊条例と言われていますが、議員おっしゃるとおり外人に特化した名前になっていますけれども、広く使っていくような検討をしていくことは非常に重要であると思っています。今後は先ほども申しました空き家等対策計画に定める事項の中に、空き家の利活用として除去後の跡地利用でございますとか、リフォーム等による利活用がうたわれておりますので、その項目の中の一つとして捉えていくということが必要であると考えています。

空き家・空き地の適正管理と利活用及び住宅の流通促進を一体的に捉えて、市内に存在する空き地・空き家を貴重な財産として有効活用を図ることにより、人口減少の歯どめのみならず、新しい町なかでの住み方を構築していけたらと考えてございます。

引き続きまして、最後になりましたが、イズミヤの話でございます。

イズミヤ株式会社が来春関東圏から撤退するのではとされている件につきまして、お答えいたします。

現在、イズミヤと牛久都市開発株式会社との間で締結されております店舗賃貸借契約につきましては、平成29年3月24日までの満了をもって今後は契約の更新は行わないという意向であるという情報を牛久都市開発より得ております。これは、イズミヤが保有しているフロア、いわゆる専用部分からの撤退を指すものではございませんで、今議会の冒頭でも市長から御発言ありましたが、そういった意味ではなくて、あくまでもイズミヤが都市開発から借りているフロアの賃貸借契約が更新されないということでございます。もうちょっと詳しくお話をしますと、1階のフードコートでございますとか、3階の書籍のフロア及び4階の文具・家電のフロア、その辺のエリアが賃貸借契約対象になっておりましたので、そちらの借り上げに対する契約が終了するというところでございます。

御存じのとおり、エスカードビルの管理運営の主体としましては、権利者の方々、牛久市、またキーテナントでありますイズミヤ及び銀行が出資しまして設立しております牛久都市開発株式会社であります。代表取締役は牛久市長でございます。牛久市が所有している株式割合は49.9%となっております。

これまでもイズミヤの撤退に関しましては、議会でも御質問いただいております。市民の皆様は御心配をおかけしているところでございますが、このような情報がある以上、早急な対応を迫られていることも事実でございますので、そういった認識を十分に持つておる次第でございます。

御質問にもありますとおり、もしイズミヤが完全撤退をすることになった場合には、駅周辺の空洞化が起り、中心市街地の衰退のみならず牛久市全体のイメージを暗くするような状況になってしまいまして、まちとしての活気を失う大きな要因となることは間違いございません。

近隣におきましても、御存じのとおり、土浦市にありましたイトーヨーカドーが撤退して、今は市の市庁舎が移転をして平成27年9月より業務が開始されるという事例もございますが、もしイズミヤが完全撤退となった場合には、早急にさまざまな判断を迫られる状況となりますことから、牛久都市開発株式会社と情報共有を図りつつ、市としまして的確な情報収集に努めるとともに速やかに対策の検討・実施ができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私からは御質問の3番、うしくのひなまつりの今後についてに関

する数点の御質問にお答えいたします。

初めに、上町地域を中心とした旧道の姿をPRする方法についてでございますが、議員の御質問にもありました桜川市真壁地区では約100棟の登録文化財を初めとする数多くの伝統的な建物が存在し、こうした景観を生かしてひな祭りや写真展などを実施しております。平成22年には伝統的建造物群及び地割りがよく旧態を保持しているものとして国選定重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けております。

旧道を活用したひな祭りの開催につきましては、現在計画はございませんが、先進地の状況などを参考にしながら実行委員会と協議、検討をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、女性のアイデアを活用してイベントを盛り上げる方策についてでございますが、またより大きな会場で開催する方策についてお答え申し上げます。

今回のうしくのひなまつりの展示やイベントの企画運営には多くの女性が携わっております。うしくのひなまつり実行委員会では、このひな祭りを楽しんでもらおうと若いお母さんたちが参加したくなるような企画の立案、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用してイベント内容をお知らせするなど、委員それぞれが有している人脈や情報を最大限に活用して開催されており、今後も継続実施の意向があることから女性ならではの発想を取り入れた展示、イベントの企画運営に積極的に取り組めるよう本市としても支援してまいりたいと考えているところでございます。

また、より大きな会場で開催につきましては、展示内容や規模によって会場選定をすることから実行委員会と十分協議、相談をした上で決定をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 今回の私の質問なんですけれども、大体質問というのは執行部のできばえのチェック、この仕事をチェックする、そういうのが中心にしたことだと思います。ですから、今回半分夢みたいなそういう話も多々ありましたので、まことに質問というより、まことに申しわけなかったかなと、そういうふうに思います。

ですが、市長、ぜひ1問目に言いました日本遺産の件なんですけれども、これはやはり私がやりたいから云々ということじゃなくて、やはりせっかく重要文化財という牛久シャトーを持っているわけですから。それから、また本当に上町なんかも歩いてみるとやっぱり古いものはまだ残っていますし、牛久市全体を見てまだまだ歴史的に価値があるところは多々あると思います。ですから、それを含めてかつぱ祭りとか、そういうのまで入れてみて牛久市のよさを全

国にPRするにはやはり日本遺産というのは大事な一つの要素ではないかなと、それで、ほかの県とか市とコラボやらなければいけない大変さもあると思うんですが、ぜひ牛久市を総力挙げてもしもよかったら実現させたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、12番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様こんにちは。公明党、尾野政子でございます。

通告順に従いまして、質問を行います。

災害時に備えてというテーマで3点お願いいたします。

まもなく3月11日を迎えますが、東日本大震災から5年、被災地では道路などのインフラ整備や住宅建設が着実に進んでいますが、一方ではいまだ17万人以上の方が避難生活を余儀なくされ、ストレスや津波の後遺症で苦しんでおられる方もたくさんいると伺っております。

被災地の一日も早いさらなる復興と、そして、心の復興においても心より願い祈念いたしたいと存じます。

当市においても震災直後、さまざまな要望が私ども会派へも寄せられました。

防災無線の改善や井戸水の整備、震度計の移設、放射能問題などなど、5年が経過し執行部におかれましてもそれら一つ一つに丁寧な対応がなされ対策が打たれました。そして、最近では牛久市消防隊の結成や牛久駅災害時の緊急トイレの設置、セブンイレブンへのAED設置、株式会社セブンイレブン・ジャパンとの災害時における物資の調達及び供給に関する協定の締結などすきのない手だてが講じられているところでございます。

しかしながら、今後首都直下地震が想定される中、さらに市民の命と財産を守る観点から今回の質問のテーマ国土強靱化地域計画の策定について伺います。

東日本大震災の教訓を機に平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては昨年の1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援についてを決定いたしました。

具体的には、国土交通省所管の防災・安全交付金、また消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁所管の交付金、補助金などにお

いて支援が講じられるとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることとなっています。つまり、この国土強靱化地域計画を策定した自治体の事業には交付金や補助金が大変活用しやすい状況になっているというふうに理解をいたします。

しかしながら、この国土強靱化地域計画の策定状況については、ことしの1月7日現在の集計では、都道府県については計画策定済みが13、予定も含んだ計画策定中が32であります。市町村においては計画策定済みが9、予定も含む計画策定中は24にとどまっており、いまだ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できていない状況にあります。

この国土強靱化地域計画の策定については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から市民の生命・財産を守ることを最大の目的としております。そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から早急に策定・公表するべきであると考えております。そこで当市においては、この国土強靱化地域計画の策定についてはどのように考えておられるのか所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 質問にお答えします。

国土強靱化地域計画の策定については、大規模自然災害等を想定し、都道府県、市町村において地域防災計画はもとより、国土強靱化に係る国の警察・消防等の分野を初めとする保健・医療分野、エネルギー分野、金融分野、情報通信分野などさまざまな分野の計画等の指針となるべき計画でございます。

平成25年12月11日施行の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定によりますと、都道府県または市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができるとされております。

茨城県の取り組み状況を確認しましたところ、現在、茨城県国土強靱化地域計画を策定中であり、平成28年10月ごろ決定の見込みとなっております。

市といたしましてもこの県地域計画と整合性を図り周辺市町村と歩調を合わせ、強靱化施策を調査研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま計画の策定については、現在茨城県が策定中なのでそれが決定してから検討したいとの御答弁でしたので、私も今後さらにこの計画について注視してまいりたいと思います。

交付金・補助金が大変活用しやすくなっているというメリットがあること、そして、災害に対して事前の備えが効率的かつ効果的に行えるということですので、ぜひ当市としても積極的な策定を希望したいと思います。

それでは、続きまして1点再質問お願いいたします。

市民の安全を守る道路、路面下の空洞調査について質問いたします。

道路の表面上に傷が認められない路面下の老朽化については、容易に確認できないのが実情かと思われます。専門家によりますと、路面下に張りめぐらされている下水道が老朽化して亀裂が入るとそこから周囲の砂が流出して空洞化が発生し、陥没のおそれがあると指摘いたしております。一たび事故が発生いたしますと、緊急災害対応に支障を来すのみならず、人命を損なうおそれがあるとともに経済活動にも大きな障害となってまいります。そこで、先進的に空洞調査を行った大田区では、緊急輸送路22.8キロメートルにおいて車載型地中レーダーによる計測と、データ解析により41カ所の空洞が確認されたとのことでした。

そこで、市民の安全を守る予防保全の観点から伺います。

緊急輸送路及び災害時に必要とされる道路について、その安全性の確保と管理の状況を伺います。あわせて、路面下の空洞についてはどのように認識しておられるのか、また、路面下の空洞調査についての認識について、さらに問題が起こってから対処する事後保全型から問題が起こる前に事前に防止する予防保全型へシフトすべきと考えますが所見をお尋ねいたします。

最後に、国の予算、防災・安全交付金の活用が可能との情報も得ており、早急に路面下の空洞調査、補修計画を立てるべきと考えますが、当市の見解をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、尾野議員の再質問にお答えしたいと思います。

牛久市でも災害時の緊急輸送活動を円滑に行うため牛久市地域防災計画の中で県の路線指定をもとに緊急輸送道路を定めております。この緊急輸送道路は第1次から第3次まで指定されておりまして、第1次緊急輸送道路につきましては圏央道や国道6号、県道土浦竜ヶ崎線などの6路線、また、第2緊急輸送道路につきましては市道21号線、通称ふれあい通りへの一部を含む5路線、最後に第3緊急輸送道路としましては、市道18号線と市道23号線を含む3路線が指定されてございます。

この緊急輸送道路を適切に維持管理することは、市民の皆様の安全を確保する上で、また災害時において非常に重要であると認識しているところでございます。

緊急輸送道路を含めた道路の管理方法の一つとして路面下の空洞化調査がございまして、これは、電磁波等を用いて路面下の空洞を探索するレーダー調査でありまして、広範囲に車を走行させて行う一次調査。また、一次調査の結果をもとにピンポイントで詳細を行う二次調査、そして調査結果の解析などを得て空洞化されている箇所を特定するという調査でございまして。

また、茨城県内の市町村では土浦市、潮来市、笠間市の一部で実施していると聞いております。

調査費用としましては、調査する総延長によりますが、１００キロメートルで約１，９００万円程度で国の補助金である防災・安全交付金の対象となることも認識しております。

牛久市における道路の維持管理の現状といたしましては、道路パトロール時の目視点検及び市民からの連絡等により早期修繕に努めているところでございますが、空洞化調査につきましては、実際実施してございません。

今後におきましては、県や近隣市町村の実績等を参考にし、また足並みをそろえ予防保全型である空洞化調査を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○３番（尾野政子君） 一たび事故が発生した場合、多大な被害につながる可能性がございますので、どうか積極的な対応を希望いたします。

続きまして、②防災会議への女性登用についてであります。

このテーマにつきましては、平成２４年第４回定例会と平成２５年第２回定例会でも取り上げさせていただきました。

現在、牛久市防災会議の委員は３２名で女性委員は不在であります。阪神・淡路大震災や東日本大震災においても授乳のための場所がないなど、避難所の運営やきめ細やかな相談体制など女性の視点を反映させることの必要性が全国的に問われました。女性を災害弱者として捉えるのではなく、防災や復興の担い手として大きな力を発揮する存在と考えるものであります。

また、男女共同参画の観点からも防災から救援・復興に至るまで災害に関する全てのプロセスで女性の果たすべき役割を重視し、対策に反映させることが大切かと思われます。

そこで、防災会議の意思決定の場においても平時から女性が参加する仕組みを構築する必要があるかと思いますが、改めて当市の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 防災会議への女性登用についてお答えいたします。

議員今おっしゃったように、牛久市防災会議の委員は３２名で現在女性委員は不在となっております。

防災会議の委員は牛久市防災会議条例第３条により男女の区別なく選出区分を決めており、平成１９年度から２４年度までの６年間は２名の女性委員がおりました。しかしながら現在は結果的に女性委員が選出されていない状況でございます。委員の選出につきましては、男性・女性の性差にかかわらず適任者を選ぶことが重要であると認識しております。

今後におきましても、男性・女性の分け隔てなく適任者を選任してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、1点再質問を行います。

防災会議の女性委員がたがいま不在の中、女性の意見、声をどのように吸い上げていくのかという点について再度伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 尾野議員の再質問にお答えいたします。

防災会議の委員として委嘱している方は、防災に関しての多角的な知見や経験をお持ちの有識者であり、また関係機関・団体の長としての立場にある方、あるいは以前にその立場にあった方々で、組織としての女性の意見を取りまとめて発言していただいていると認識しております。市としては先ほども申し上げたとおり、今後も男性・女性の分け隔てなく適任者を選任して女性の意見を取り入れた会議にしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、最後にエレベーター用防災椅子の設置について質問させていただきます。

このテーマにつきましても、平成26年第3回定例会のときにも取り上げさせていただきました。1年半が経過し、改めて再度導入について提案をさせていただきたいと存じます。

エレベーター閉じ込め時の対応についてであります。

中央防災会議は首都圏直下型マグニチュード7.3震度6強の地震でエレベーター約30万基が緊急停止し、1万2,500人が閉じ込められると想定いたしております。あるエレベーター管理会社では1,500人を動員し、8時間以内の救助を目標としているところもございます。また、東日本大震災では報告されたものだけで10都府県で210件が発生し、通信・交通の麻痺により長時間の閉じ込めが発生いたしました。このエレベーターには地震時管制運転装置つきも含まれております。震災以降の計画停電もございましたが、660件の閉じ込めが発生いたしました。そこで、震災時閉じ込めに備えてエレベーターにエレベーター用防災椅子を設置する自治体やマンションがふえているということも情報としてあります。

エレベーターに閉じ込められた場合、水や食料と同様に重要度が高いのは実はトイレの確保だと思います。災害時の救助は長時間かかる場合がある上に、極小空間であるエレベーターの中が不衛生な状態では被災者は心身ともにダメージを受けてしまいます。エレベーター用椅子は座席シートを取り外し、収納されているトイレの用品を組み合わせることで衛生的な移動式のトイレとしても利用できます。便凝固剤や消臭剤に加え、目隠しになるブランケットもつい

ており、利用者のプライバシーにも配慮しております。また、平時には高齢者の優先席として活用ができます。取手市では本庁舎にこのエレベーター用防災椅子を設置しており、私も現場を見てまいりましたがエレベーターの隅に違和感なく設置されておりました。車椅子や台車の侵入の際、邪魔になるのではないかと心配いたしましたが、職員のお話によりますとそのような苦情は一切寄せられていないということでありました。

防災椅子設置、第1回目の質問から1年半が経過しましたので、最近再度取手市に確認をしたところ市民からの苦情は寄せられていないとのことでございます。

エレベーター内は牛久のほうが一回り取手より広いように思われます。防災用椅子の中には先ほど申しあげましたトイレ用品や水などが備えてありました。いつ災害が起こるか予測が難しい中、日ごろからの備えとして導入を再度提案いたしますが、当市の御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） エレベーター用防災椅子の設置についてお答えいたします。

市設置のエレベーターは市役所、保健センター、ひたち野リフレ、運動公園体育館など11施設16基がございます。そのうち14基は停電時に直近の階に停止し扉を開放する自動着床機能がついております。

議員御質問のエレベーター用防災椅子につきましては、被災時エレベーターが停止し、長時間閉じ込められたことを想定し、平常時は椅子として利用可能な三角柱の形状の格納箱に飲料水、非常用簡易トイレやトイレットペーパーを格納し、エレベーター内のコーナーに備蓄しておくということで認識しております。

市役所庁舎などのエレベーターは小型のものが多く、このような防災資材を配置しますと搭乗スペースを圧迫し、車椅子の通行にも支障が出るおそれがございます。

また、県内市町村の導入状況でございますが、取手市が1基導入したのみで、それ以降導入が進んでいない状況ということを確認しておりまして、牛久市が管理する施設のエレベーターに防災椅子を設置する計画は今のところございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま防災椅子の設置の計画はないとの御答弁をいただきました。しかしながら、災害時万が一エレベーターに閉じ込めが発生した場合、先ほど申し上げたトイレの対応が特に懸念されるところでございます。

エレベーターの利用頻度が高いところだけでも設置の必要があるのではないかとと思われるところでございます。これは要望でございますので答弁は不要ですが、慎重な対応を希望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で3番尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 本日、最後の質問者となりますが、執行部の皆様本当にお疲れさまでございます。どうかよろしく御答弁ください。

会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

まず、最初にひたち野地区における郵便局の業務と市役所関係業務の現況と今後についてお尋ねします。

このひたち野地区は、茨城44市町村、そして常磐線沿線の市・区の中で人口が増加しておる数少ない地域です。当然人口が増加することで公共性の高い銀行や郵便局、そして市役所の窓口業務等が必要となることは言うまでもありません。ここに地域の強い要望がありましたリフレビルを取得することにより、郵便局と市役所の出先機関が設置され大変市民からは喜ばれておりました。その利用状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） ひたち野地域での郵便局業務と市役所支所業務の現状と今後についてのうち、利用状況についてお答えいたします。

まず、郵便局株式会社の状況についてでございますが、確認いたしましたところ現在ひたち野うしく郵便局には、局長1名、正社員3名、期間雇用者3名、合計7名の局員が在籍しており、そのうちおおむね6名の体制で市役所出張所業務のほか、郵便、貯金、保険の各業務を取り扱っているということでございました。

次に、市役所の支所業務についてでございますが、牛久市は平成23年5月11日、郵便局株式会社と協定を締結し、平成23年6月1日よりひたち野うしく郵便局での証明書発行業務を開始し、住民票、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑証明書、所得証明書及び納税証明書の交付などを委託しております。

利用状況についてでございますが、平成26年度の証明発行は2,519通、1日の平均交

付数は10.3通となっております。

また、平成27年度1月末日までの証明発行は2,203通、1日の平均交付数は10.1通となっております。

ひたち野うしく郵便局の窓口では、業務内容にかかわらずあいた窓口へお客様を御案内することなるべくお客様を待たせないよう心がけているということでございました。来店されるお客様の相談内容や時期、時間帯等によりまして混雑状況が変わってまいります、大体二、三人ほどお待ちいただいている状況となっているということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまリフレビルにある郵便局と市役所支所業務の利用状況をお伺いしたわけですが、今おっしゃったように混んでいるときには二、三人の待ちがあるということなのですが、この2つの業務を担っているということで手狭になっているというような市民からの声が寄せられているわけです。御存じのとおり、ひたち野地区は子育て中の若い人たちと高齢者が混在している地域でもあります。若い人が子供を連れてきたようなときに、そしてまた足腰の弱い高齢者が来た場合に座る場所がないというようなことが大変今市民の間で話し合われております。

この問題を解決するためには、もう少し広い場所に移転するか、あるいは郵便局との場所の分離等が考えられると思います。そこで質問ですが、今後のスペース拡大についての市役所としての御所見をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ひたち野うしく郵便局でございますが、時の郵政大臣、亀井郵政大臣のもと、牛久山市議団の直接の陳情のたまものであります。その郵便局がこのように多くの方に利用されて、そして今手狭だということでございますが、建物内での郵便局のスペースは拡大することは困難であると思われまます。

また、郵便局として別の場所を出店する意向があるかどうかにつきましても、民間である郵便局の判断によるものと思われまます。御理解を賜りたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 御答弁いただいたんですが、ひたち野地区は見てのとおり、高層住宅が多いところで当然人口密度が高く、利用者も多いと認識すべきであるところですが、現状維持、確かにJPさんは民間でございますが、牛久市役所業務だけでもどこか別なところに分けることにおいて、市役所のペーパー業務だけではなくして、今いろんな介護の問題だとか相談も多種多様になっておりますので、そういう業務も市役所の業務のスペースが拡大する

ことによってできると思いますが、その辺についても今のところはないということなんです、将来的にもそういうことであれば今市長が言われたように全くゼロなのか、これから利用度を見ながらの方向性なのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 市役所業務を別の場所にというお話ですけれども、今リフレビルそのものがいろんな保育園とか機械室等も入ってしましてスペース的な余裕はないということもありまして、それと郵便局は10年間の委託契約、平成33年まで行っているわけなんです、そういうところも含めまして今の現状維持をもう少しお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただきましたように、もう郵便局とリフレの中において分離することも不可能であるし、今後も。ただ、リフレの中という固定観念だけでなく例えば駐車場のスペースがたくさんあるわけですから、あそこにちょっとしたスペース、要するにプレハブ等の建物も考えられないわけではないと思うんですけれども、その辺については今後の課題ということで次の質問をしたいと思います。

続きまして、これからの教育について質問したいと思います。

今までも教育は未来への先行投資であり、国家百年の計としても大変重要であるわけです。特に資源のない我が国は教育こそ資源であるという理念はこれからも変わらせてはいけなし、これを大切に維持していかなければならないと考えております。

しかしながら、子供たちを取り巻く社会環境は格差社会の顕在化とともに、養育困難家庭の急増や社会的孤立等が同時進行し、他人とつき合わないとするような若者もどんどんふえてきておりまして、この他人とつき合わないということをアメリカの高校生と比較いたしましてもアメリカでは3%、日本では15%が他人とはつき合わないというような結果が出ております。日本の状況は大変高い状況にあります。これは幼児期からテレビやゲームなど家庭で過ごす生活習慣から人とかかわる機会が圧倒的に不足し、その結果他人とのコミュニケーションをつくることが大変難しくなっているからだと言われております。また、一方では日本青少年研究所が高校生を対象に日本とアメリカと中国と韓国の4カ国の調査の結果でも日本の高校生は希望や意欲が著しく低いとされております。このような状況ですから人間としての自立や社会的自立がなかなか困難になっているのが現状であります。

こうした中、育ちよく子供たちが夢や希望を持ち生きる力を培うためには、さまざまなことを見たり聞いたり体験したりすることが大変重要とされております。そうした中でキャリア教育ということが今小・中学校の90%が実施しておりますが、このキャリア教育に対する市の

考え方と現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） キャリア教育についてお答えします。

国際比較の各種テストを見ると議員もおっしゃいましたように、「自分にはすばらしい能力がある」、「自分はだめな人間だと思うことがある」といった自己肯定感の部分や「自分の参加によって社会が変えられるかもしれない」といったことに関して、米・中・韓と比較して日本は最低の数値を示しています。また、離職率も新卒者の3人に1人以上が3年以内には離職し、次の仕事が決まらないといった現状もあります。こうした現状を見ると、子供たちの社会的自立、職業的自立を念頭に置き、小学校からのキャリア教育を推進することは大切なことだと考えています。

小学校でのキャリア教育は夢や希望を育み、目標の達成を目指して努力することの大切さを体験させ、自信や自己有用感を繰り返し育てていくことです。

例えば、神谷小学校では地域の方々を招き、仕事の達人のお話を聞く会を行っています。岡田小学校では元プロサッカー選手を招き、夢に向かって努力することの大切さを学んだりしています。また、ひたち野うしく小学校では、竜ヶ崎一高生とともに昔の数学である和算づくりに挑戦し、コンテストに出場したりしています。さらに、来年度より小中一貫教育を進める中で、現在交流しております東京大学の学生たちと交流しながら学ぶ意味や将来の夢について語り合う計画もあります。さらに、中学生になりますと、県北の民家での農業体験を行ったり、漁業体験を行ったりしています。こうした体験をした生徒たちは、地元の方々と別れを惜しみ涙を流すなど感動的な触れ合いもしております。小学校でのキャリア教育は、このような中学校でのさまざまな社会体験活動につながっています。

また、さまざまな人たちと互いに支え合って集団や社会を築いている事実気づかせることも大切なキャリア教育です。給食当番や飼育係など、身近な集団の中で自分の役割や立場にどのように取り組んでいくのかを考え判断していくことや互いに協働して学んでいくことも将来の職業的自立につながっていきます。

今後も特定の教科や活動だけを行うのではなく、教育活動全体を通してキャリア教育を推進していきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今教育長から御答弁いただきました。牛久市もいろいろな体験の中でキャリアを積んでいくというふうに認識しておりますが、この小学校からのキャリア教育の大切さについては一般的に明示するものとそぐわないと考えますが、私たち教育民生常任委員会が去る2月15、16日と視察に行きました。それは、横浜市の東山田中学校です。ここで

は11年もかけながらキャリア教育を学んでおりますが、学び方としては3年間のキャリア教育を時系列的にきちんと1年生は自分や社会、職業を知ることでの予備知識を得て、2年生で職場体験、3年生で進路の方向性への決定をするという、まさに体系的なキャリア教育をしていることに大変子どもは感銘を受けたわけであります。そして、このキャリア教育ということについて今回の質問に至ったわけですが、牛久市では横浜市のように体系的な段階を踏んだ教育についてどのようになっているのか、今の御答弁ではちょっとその辺が読み取れなかったもので、その辺の説明を補足していただければと思います。

本当に職場を見学したり、職場体験する。ここで感銘したのは、例えば自分が保育さんとか子供たちにかかわる仕事をしたいというようなときには、赤ちゃんを見て、あと1年とか体験したときに赤ちゃんの成長の状況を見てすごい感銘したというような、段階的な、そういうキャリア教育をしているということも、人間というのは知識だけのインプットではなくて、やはり人間的な感情を育成させることも必要ではないかということなので、その辺について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員がおっしゃるように職業についてなんですが、1年生のときは職業を知り、2年生で体験し、3年生で決定するというところを取り組んでいます。特に1年生では、親の職業を知ったり親の話を聞いたりして自分の保護者はどんな仕事に取り組んでいるか学ぶということをしたり、子供に手紙を送ったりということをしてしながら2年の職場体験につないでいるという学校が多くある現状です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） これで安心しました。先ほどの答弁ではその辺の時系列的なものがわからなかったもので、牛久市においてもちゃんと段階を踏んだキャリア教育をしているという御答弁をいただきましたので、そういうものがあって初めて職場、それと自分の身近な親とか隣近所とか友達の親の職業だけでやはり今こういう閉塞感の漂う社会状況の中で、ですから子供たち、若者が希望も夢もない中で、ひところ話題になりましたニートのような状況が発生した結果、今のキャリア教育というものが文科省のほうから出されてきたものと認識しておりますが、もう一つ関連の質問をしたいと思います。

これからの時代、新自由主義と市場原理主義が深まっていく中で、今ある仕事も人工知能が担う中で6割の仕事が消失すると言われており、これからの教育は生きる力の醸成と、一人一人の持つ能力を最大限に伸ばすことが大変大事とされております。寸暇を惜しんで学力の面でつくば以上に頑張っておられる教育長に対し、これ以上頑張れというのは酷なのかもしれませんが、今盛んに言われておりますアクティブラーニングというものの実施についてどのように

なっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 2020年に学習指導要領が改訂になりまして、今中央教育審議会がそれに向けて答申を出しています。今度の学習指導要領で一番大きな違いは、今までは学習指導要領というのは教える内容だけを書いてあったんですが、次の学習指導要領からは学び方も入れようということで、学び方も入ってくるような形になります。その中で一斉授業とか先生が説明するだけでなくもっと主体的、協働的な学びをなさいという形で内容が入ってきまして、私たちが今学び合いとしてやっています協働的な学びというものがあるんですが、これを国ではアクティブラーニングという言葉にしまして発信しておりまして、今度の学習指導要領からはこういった形でペアで学習したり、グループでホワイトボードを使って学習したり、生徒が説明したり、さまざまな形の学習形態で主体的、協働的な学びをさせながら思考力、判断力、表現力を伸ばしていこうという形になってくるのかなと思っています。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） なかなか今教育界も全ての社会的現象、本当に目まぐるしく変わっていているような中で、変わりましてコミュニティスクールの導入についてお尋ねいたします。

コミュニティスクールは、キャリア教育をする際に切っても切れない課題で、キャリア教育をするためにはさまざまな職業の専門家や企業から多様な協力が不可欠となりますが、職員は大変多忙なばかりか転勤等もあり、地域情報は乏しい状況かと思われます。

また、人と人との関係が希薄化している地域環境となる中で、キャリア教育をしたいからどこか企業が中学生を受け入れてくれないかと呼びかけたときに、すぐに二つ返事で協力してくださるところは大変難しい状況にあるのかなと考えます。

そうした現在ある環境の中で、奥野小と二中は地域住民が誰もが学校に関心を持ち、誰もが自由に意見を述べ、そして学校が協力をしてもらおうというような体制ができたというようなことをこの議会中でもその他の執行部の答弁でも私どもは知る機会を持ったわけですが、その難しい中において、現在学校と地域住民との連携での取り組みの状況と今後どのように今以上に発展、進化していくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 奥野小と二中の取り組みですが、その前に子供たちや学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには社会総がかりでの教育の実現が不可欠と考えます。

奥野地区の奥野小学校と牛久第二中学校では、小中一貫した教育を展開していますが、学校

と地域がよきパートナーとして協働し特色のある取り組みをしています。

奥野小学校では放課後カップ塾や土曜カップ塾に加えて日曜奥野カップ塾も実施しています。これは校長先生が地域の皆様に自由に語り合う時間を持ちませんかという呼びかけから始まった奥野懇談会というのがありまして、その中で私たちも子供のために何かしてあげたいといった地域の方々の要望から日曜奥野カップ塾が立ち上がりました。料理や茶道、折り紙教室などの豊かな体験活動が展開されています。

また、奥野サマーフェスティバルでは、保護者の方々が企画運営して出店やみこし、盆踊りなどを行っています。これまで奥野地区では地区全体のお祭りはありませんでしたが、会場が学校ということもあって保育園児からお年寄りまでたくさんの方々の集いの場となりました。

また、毎日の放課後の英語活動では、英語指導助手2人のほかに英語の堪能な地域の方々もボランティアとして協力していただいております。

牛久第二中学校では、地域の集会所などの清掃活動や3年間をかけて地区を歩く会などを通して地域への愛着を深める取り組みを実施しています。さらに、部員の少なくなった吹奏楽部を応援するために、吹奏楽部の卒業生たちがバンドを組んでさまざまな地域の行事に参加するようになりました。

今後は小中一貫教育やコミュニティスクールの導入もありますので、さらに充実していきたいと思っています。

さらに、実は金曜日なんですけど、今奥野小で交流しているオーストラリアの学校から連絡がありまして、9年生の女の子たち4名が日本に行きたいということで校長先生に直訴ということがあって、ぜひ奥野小の皆さんと交流したいというので日本に来たいということを言っていると、ただ、ホームステイできるんでしょうかという手紙が金曜日に来ておりますので、また地域と一体になった取り組みができるのかなと考えています。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁では横浜市の先ほど申し上げました東山田中学校はキャリア教育するのに10年もかかりましたよということだったんですけども、奥野小と二中においては、特認校の指定とともにあつという間にキャリア教育をするための仕組みづくりができたということなんですけど、これはひとえに校長先生が地域の人たちにお話をしてみませんかというような声かけの結果、このように地域住民と学校との連携が可能になったというふうに理解していいのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

加えて、奥野小というのは昔からのつながりのある地域性ということもその中にあるのか、それとも今教育長が答弁してくださったようにコーディネート、つなぎ紡ぐコーディネーターはあくまで校長先生であったというふうに理解していいのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

す。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今の奥野小と二中の取り組みは、校長先生のお力によるところがとて大きいと思います。奥野小の校長先生も二中の校長先生も以前職員で奥野小にいた教員でした。その教員が校長になって戻ってきまして、奥野地区に対する愛情が非常にありまして、この地域を何とかしたいという2人の取り組みから始まったものであります。ただ、今後コミュニティスクールということで、そういう形ではなくきちんと校長先生がかかわっても運営できるようなシステムをつくっていかなくてはならないのかなと考えております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、教育長から御答弁がありましたように、やはり校長先生がキーマンになって最初のコーディネーターとまではいかないまでも、地域との連携があつてこのように現在の奥野小と二中の関係が構築されたということは十分に理解できました。それで先ほど申し上げましたように、キャリアの教育とコミュニティスクールは地域の住民の協力のもとさまざまな人の参画があつてこそ成り立ちます。これからの教育の質の保証はとても教職員にだけお願いするという時代では限界があるかと思いますので、これをコミュニティスクールを全市的な、全学校のほうにやはり取り入れてはと考えるが、市のほうの考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コミュニティスクールは、これまでの学校長の運営方針を聞いて学校評価をするといった学校評議員などの仕組みから一歩進んで、学校運営協議会という組織をつくりコーディネーターを要請し、学校を支援するための総合的な企画や立案をする仕組みです。

奥野地区は文部科学省からこの取り組みの指定を受けていますが、実際はさらに先の取り組みもしています。それは、「地域の子供たちの育ちを地域とともに共有し、地域とともにある学校にしていきましょう」とか「地域のさまざまな団体のネットワークを組み、子供も大人も育ち合う体制をつくっていきましょう」また、「学校を核として対話と協働の取り組みを通して人材を育成できるような地域社会の基盤をつくっていきましょう」というものです。

こうした地域コミュニティの創造の取り組みを各地域の実態に応じた形で少しずつ市内のほかの学校にも広げていけたらなと思っています。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 学校評議員制度から一歩進んで学校運営協議会というお言葉が今教育長から答弁ありましたけれども、学校評議員というのは各学校に配置されておりましたよね。

それを今度は学校運営協議会というのは、同じように各学校に協議会を設けていくのか、それとも今全体の学校を面倒を見るというような協議会なのか、その辺がちょっと不明なので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今までは市内全部の学校に学校評議員というのが数名おりました。1年間の学校長の学校経営の反省や取り組みを説明して、評価をいただくという立場でありました。でも、これからはコミュニティスクールになって学校と学校運営協議会がパートナーとなってお互いに連携して子供を育てていこうという形になりまして、この学校運営協議会は各学校に置くか、小中一貫にしてその中学校区に置くかというのは、その地域の実情に合わせるということがありますので、今後はそういうのをつくって学校のさまざまなことをみんなで決めて子供たちを育てていこうと、そういった仕組みになっていくのかなと思っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、学校の運営そのものも大変ですし、子供たちの育ちを健全に育てるというのは本当に今大変な状況にある中で、いろいろ牛久市は模索し、そしてまた実施しながら頑張っているということをお聞きしたわけですが、今それと同じような問題点がありまして、小学校と中学校の一貫教育を今まさにそういうものも必要になってきているということで、これも私ども教育民生常任委員会がつくばみらい市でも頑張っているということを見学研修してきたわけですが、これはいわゆる中一ギャップということで、中学1年生になりますと、途端に不登校が多くなるということでありまして、2014年の調査では、新規で不登校になった生徒は過去最高ということでもあります。これを文科省も大変問題視して、今までは不登校の事後の支援からこれからは早期発見や未然防止に力を置くようにしようというように力点を移動したようですが、小中一貫教育によって小・中学校の教職員の情報の公開や交流、そして児童・生徒の交流なども中一ギャップを防ぐ手だてになると言われておりますが、牛久市では中一ギャップを改善策としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、中一ギャップですが、中一ギャップとは中学校への進学に当たり授業がわからなくなる、自己肯定感が低くなる、いじめや不登校がふえるといった状況があらわれることをいいます。この原因としては、小学校と中学校の環境の違いや子供たちの発達の早期化などがあります。

この中一ギャップを乗り越えるためには、小学校から中学校への円滑な接続が大切になります。牛久市内においては、小学校から中学校への授業スタイルを同じようにしたり、小学校高学年において教科担任制を導入したり、小学校と中学校の先生が中学校区ごとに集まり学力向

上や生徒指導の中に関して合同の研修会をしたり、中学校の先生が小学校に行って授業をするといった試みもしています。

児童・生徒の交流では、読み聞かせや吹奏楽部の演奏会、挨拶運動、授業参観などの交流会を実施しています。

このような取り組みは、小中一貫教育につながっていくものです。今後は小学校と中学校の先生同士の打ち合わせの時間確保の問題、児童・生徒の交流を図る際の移動手段や移動時間の問題なども検討しながら、中一ギャップの解消に向けたよりよい方策を考えていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、教育長から答弁ありました。それを実施しておりまして、その効果等については教育はそれこそ一朝一夕では結果は出ないのは承知しておりますけれども、中一ギャップをなくす意味ではどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在のところ、いじめ、不登校、それから校内暴力、中学校に行って授業がわからなくなるといった全国平均と牛久市の平均を比べますと、牛久はまだ小中一貫は進めてやっているわけではないんですが、全国平均よりはかなり低い状況にあります。現在小・中の連携がうまくいっているというところもあるのかなと考えています。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、本当に実質的には小中一貫校教育というものを打ち出した形ではないけれども、今少しずつ6年生から中学に進級するときにうまくいっていて、他市町村の中学校と比較した場合、結果が出ているというような答弁でしたので。

もう一つ効果があるというのは、休みがちな子供の友人関係や学習状況の情報をまとめたシートをつくり、教員らが共有し支援方法をチームで考えることで効果が出ているというような学校もあると聞き及んでおりますが、このようなシートの作成については、どのように考えられますか。お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小から中に行くときに申し送りということで、ある程度申し送ったりもしていますが、細かなシートで継続していくことはしていません。どちらかというと、きぼうの広場の職員が9年間を追いかけいていますので、きぼうの広場の職員がずうっと小1から中3まで追いかけっていく中で間に入ってつないであげていると、学校と子供と保護者と、そういうつなぎの役になっているのがきぼうの広場の職員と指導官の職員でつないでいるという状況であります。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 小中一貫教育については、中一ギャップの改善だけではなく、学習の面でも9年間のスパンで見られるというメリットもあるので、学習面も含め教育全体の総合的な視点でのカリキュラムをベースにした教育が可能になるのではないかと考えますが、教育の面については、どのように考えられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これからの方向という形でよろしいでしょうか。

今、奥野小と二中が小中一貫教育を進めているんですが、例えば二中には6年生の教室があります。一日中そこで中学校の先生方に授業を受けたり、給食を食べたり、掃除を一緒にしたりして過ごしています。また、挨拶運動、読み聞かせ、小・中合同の音楽祭、保育園・小学校・中学校、そして地域を巻き込んだ合同サマーフェスティバル、全ての児童・生徒による奥野地区運動会への合同参加、授業中の児童のビデオを見ながら授業方法の検討なども行っています。これまでは、互いに学力向上や生活指導の研修を行っていただけでしたが、現在は知・徳・体や英語教育、環境教育で奥野小と二中は9年間のプログラムというか、育ちの姿を設定しようとしています。

奥野地区はさらに地域を取り込んだコミュニティスクールの研究もスタートしていますので、小中一貫教育にコミュニティスクールをセットにした取り組みを市内の各学校に広げていくことで中一ギャップの解消にも大きな効果を発揮していくものと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） まさに中一ギャップを早い時期に改善する必要があるわけですから、小中一貫校とコミュニティスクールをセットで市内の各学校に広げていくというような御答弁がありましたが、どのような形でどきに各学校に先ほど言った協議会をつくってやっていくのか、それとも小中一貫教育を通した形で小・中のところにつくっていくのかというような、その辺についての説明をいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、奥野地区が研究指定なものですから、その予算を発信して地域に広げていきたいと一つは思っています。

それから、小中一貫はかなりもう連携が進んでいますので、ぜひ中学校区ごとに校長先生方で子供の育ちの姿を地域と一緒に語っていただければと思っています。

コミュニティスクールですが、今児童クラブのほうに担当がおりまして、東山田中学校なんかでも勉強しながらコーディネーターの養成講座というのを今も5回やっています。市内の各

学校の校長先生方に推薦いただいた方にコーディネーターになっていただこうかなということで、養成して行って、そういう方がうまく地域と学校に入ってつないでもらえればなということが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で9番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時19分延会

